

みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉
だれもが安心・安全に暮らせる地域社会をめざして

粕屋町地域福祉計画

粕屋町地域福祉活動計画

(平成28年度～平成32年度)



はじめに

粕屋町は、厚生労働省の人口問題研究所が発表した地域別将来推計で、2040年には全国トップの人口増加率（29.8%）になると予測されるほど住民が増えている状況です。また世帯状況の変化もみられ、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの世帯が増えるなど、家族規模の縮小も進んでいます。

一人ひとりの生活のあり方が多様化してきたことで、地域での人と人とのつながりが希薄になり、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあります。

このようなことから地域住民、関係機関・団体、行政などが協働し、お互いに支え合い、助け合いながら、住んでいる地域で安心して暮らせる仕組みづくりが求められてきました。



この度、粕屋町における平成28年度から向こう5年間の福祉施策の基本となる粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。これは、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の視点で、人と人とのつながりを基本に地域の助け合いによる福祉を推進するため、『みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉 だれもが安心・安全に暮らせる地域社会をめざして』を町の理念として、行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

今後、本計画と合わせて、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画」、「健康かすや21」などの福祉個別計画とも整合性をはかりながら各施策の重要課題に取り組んでまいります。

また、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しい生活課題については、本計画の自助、互助といった町民の皆さま方の主体的な活動が、大きな役割を果たすこととなります。

誰もが安心して暮らすことができるよう、住民の皆さまのご理解と参画を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力賜りました策定協議会の委員に皆さまをはじめ、ワークショップにご参加いただいた皆さま、住民意識調査等ご協力賜りました住民の皆さま、関係機関の方々に心から厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、地域福祉の推進にご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

粕屋町長 因 辰美

はじめに

現在、わが国では、急速な少子高齢化が進む一方で、貧困、虐待、孤立死、家庭内暴力などの深刻な福祉課題・生活課題が噴出し、それらが複合的に重なり合うために、既存の社会保障・社会福祉制度では十分に対応できていない状況があります。もちろん、それらの課題に対応するために各制度の見直しが図られてきましたが、どうしても制度から漏れる方々がいるという現状もあります。

当面する福祉課題・生活課題の多くは、人と人とのつながりの喪失、社会的孤立といったことと関わりが深く、社会とのつながりを再構築していく取り組みと仕組みづくりが求められています。



粕屋町社会福祉協議会では、平成18年度に第1次地域福祉活動計画、平成23年度に第2次の計画を策定し、地域福祉活動を独自に実施、展開してきました。第3次に位置づけられる本計画では、町行政が策定した地域福祉計画と一体化し、住民一人ひとりが自ら福祉課題に取り組む自助、隣近所なども身近なつながりの中で助け合う互助、地域の組織や団体、社会福祉協議会が取り組む共助、役場等の行政機関が取り組む公助という重層的な活動の体制を構築し、互いに支え合い、互いを尊重する地域福祉の確かな実現を目指しています。

福祉とはすべての人が最低限の幸福と社会的援助の提供を受けるという理念ですが、地域福祉という発想の転換によって援助を与え合うことで皆が仕合わせになる新しい道が切り拓かれることを願っています。

最後に計画の策定に当たり、アンケートにご協力いただきました皆様、分野別課題調査に協力していただきました事業者様、ワークショップに参加いただきました行政区の皆様、計画としてのまとめにご尽力をいただいた計画策定協議会の委員の皆様方に対して、心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画された事業の推進に当たりまして、町民の皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

会長 森 紘

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	7
第3節 計画の期間.....	7
第4節 計画の策定体制と方法.....	8
第2章 粕屋町の概況.....	9
第1節 人口・世帯の状況.....	10
第2節 支援が必要な人たちの状況.....	13
第3節 社会資源の状況.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
第1節 基本理念.....	24
第2節 基本目標.....	25
第3節 取り組みの体系.....	26
第4章 取り組みと役割分担.....	27
第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり.....	30
第2節 安心して安全な暮らしを支える基盤づくり.....	43
第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり.....	67
第5章 社会福祉協議会の取り組み.....	81
第1節 取り組みの体系.....	82
第2節 具体的な事業・活動内容.....	86
第6章 計画の推進に向けて.....	99
第1節 協働による計画の推進.....	100
第2節 計画の進行管理.....	101
資 料 編.....	103

本文中の言葉に「*」の付いた用語については、巻末の用語解説のなかで、言葉の説明を行っています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすんでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。家庭や地域での支え合う力が弱まりつつあるなか、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

現代の社会は、支援が必要なひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者等の孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大等、さまざまな課題があります。また、住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分な対応をすることが難しくなっています。

粕屋町においても、少子化にはある程度歯止めがみられるものの、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なできごととして認識されるようになりました。

■ 「地域福祉」とは（社会福祉事業法*から社会福祉法*へ）

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差等に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住んでいる地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所等が行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

■ 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みをすすめる、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

■ 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法*第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されました。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティア等）が、公的機関や社会福祉法人*等と連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されました。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されました。

社会福祉法*（抜粋）

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明示されました。

地域福祉活動計画策定指針（抜粋）

<全国社会福祉協議会>

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を經營するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

■ 両計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって計画が策定されることにより、粕屋町役場と粕屋町社会福祉協議会とともに、地域住民と、民生委員*・児童委員*や福祉委員*、地縁組織である行政区（自治会）や各種団体、さらに、ボランティア団体、NPO法人*、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、粕屋町および粕屋町社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所等の身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場等の行政機関が取り組むこと等、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、同居家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士等の身近な人間関係のなかでの自発的に支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者等が地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化等が指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

<p>じじよ 自助</p>	<p>個人や家族による支え合い・助け合い (個人や最も身近な家族が解決にあたる)</p>
<p>きょうじよ 共助</p>	<p style="text-align: center;">ごじよ 互助</p> <p>身近な人間関係のなかでの自発的な制度化されていない支え合い・助け合い (近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う)</p> <p>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所等が組織的に協働していく支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)</p>
<p>こうじよ 公助</p>	<p>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)</p>

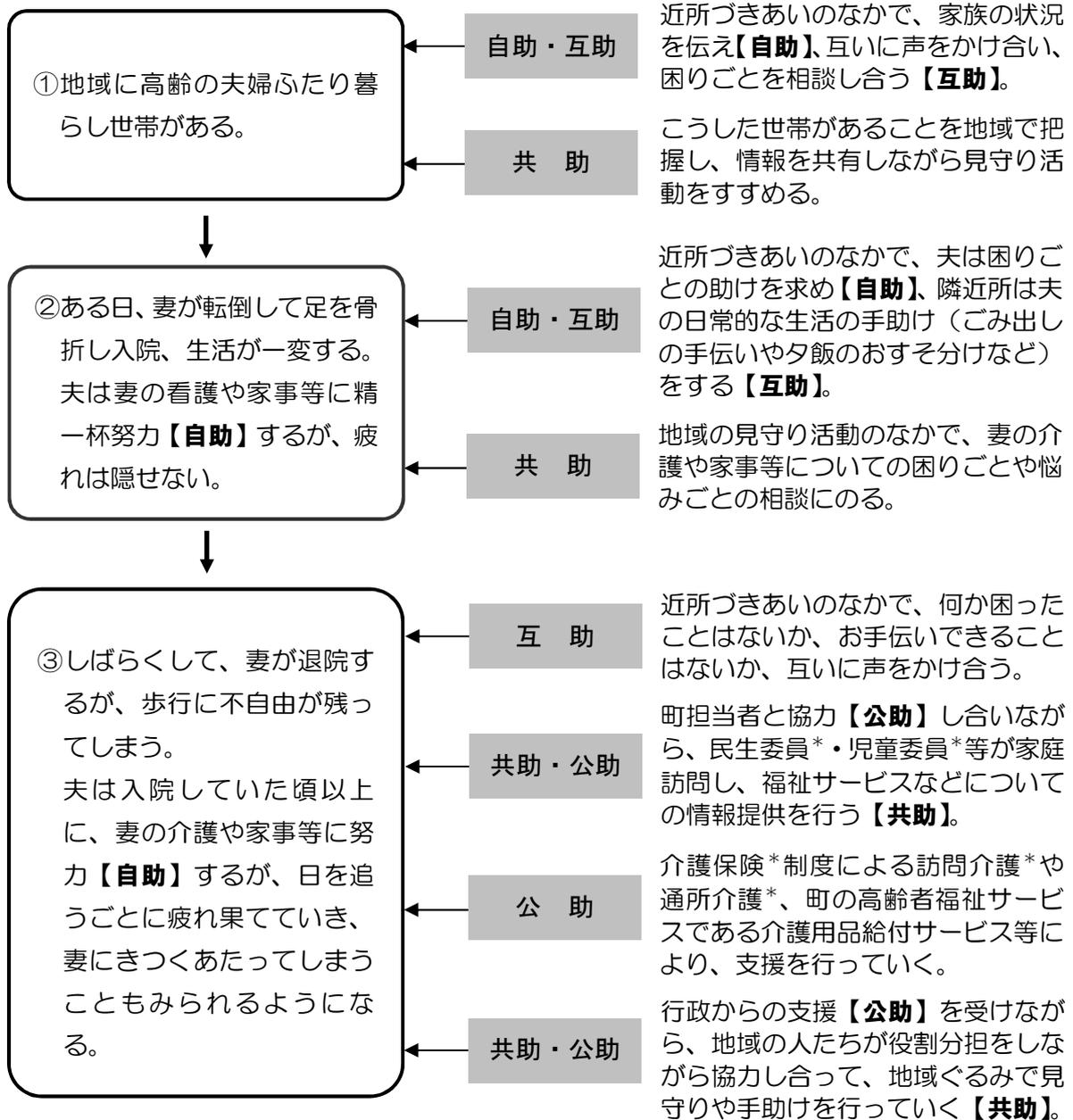
厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても住んでいる地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。地域包括ケアシステムのなかでの自助・互助・共助・公助は、費用負担のあり方で区分しており、公助が税による公の負担であるのに対し、共助は介護保険*等の社会保険被保険者の負担による支援であると位置づけています。一方、本計画での4つの助けは、上表に示すとおり、それぞれの助けの担い手やその立場による区分を基本的な考え方としました。

また、この地域福祉の向上に向けた4つの助けは、本計画の上位計画となる「第5次粕屋町総合計画」での考え方を踏襲したものになります。

<「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ>

自助のみによる対応例

自助・互助・共助・公助による対応例

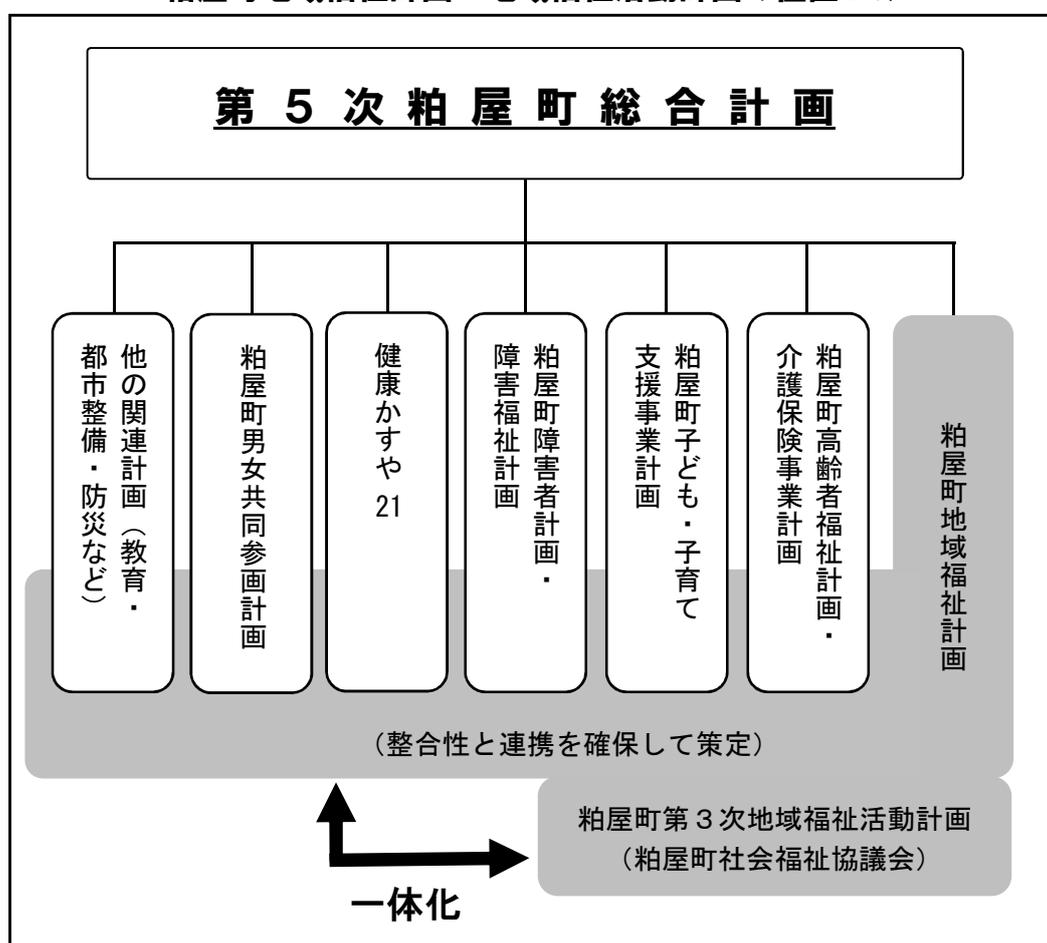


第2節 計画の位置づけ

「粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第5次粕屋町総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、「粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

<粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ>

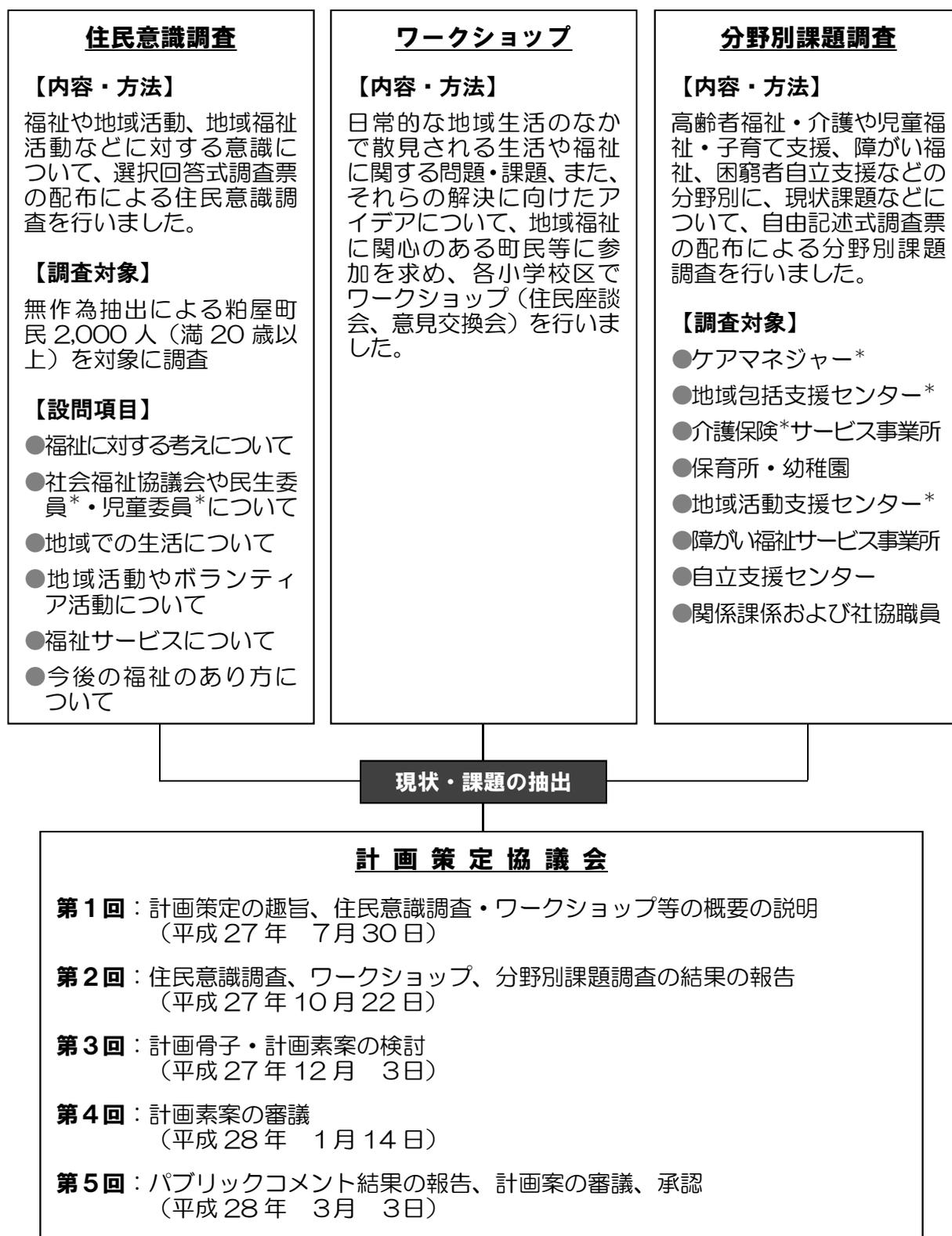


第3節 計画の期間

「粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の策定体制と方法



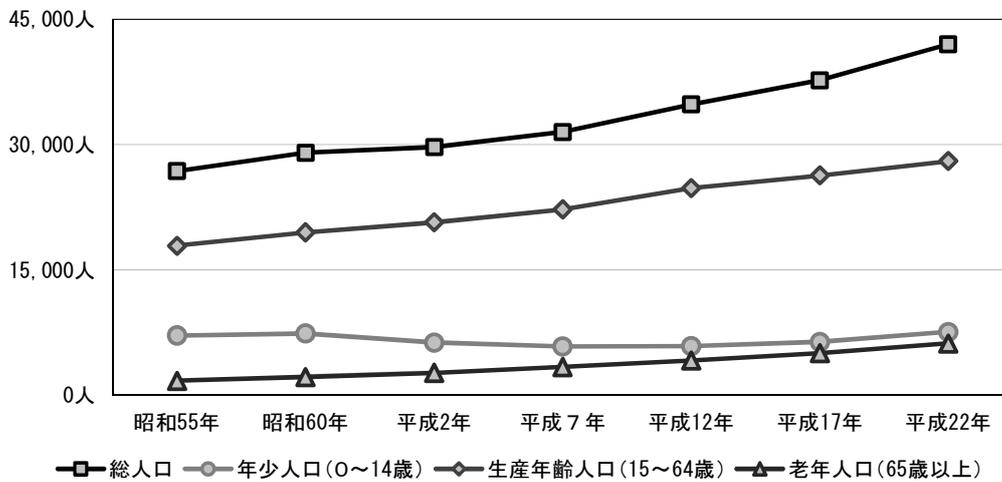
第2章 粕屋町の概況

第1節 人口・世帯の状況

1 人口構成の状況

粕屋町の総人口は、昭和55年に26,810人であったものが、一貫して増加を続け、平成22年には41,997人となりました。この30年間で、総人口は15,187人増加しました。年齢3区分でみると、65歳以上の老年人口が一貫して増加しました。また、0歳から14歳までの年少人口は、昭和60年から平成7年までは減少しましたが、平成12年以降は増加に転じました。15歳から64歳までの生産年齢人口は一貫して増加しました。

<総人口と人口構成の推移>



単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	26,810	29,027	29,697	31,504	34,811	37,685	41,997	45,543	49,000
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口 (0歳~14歳)	7,132	7,383	6,302	5,834	5,871	6,360	7,572	8,556	9,300
	26.6%	25.4%	21.2%	18.5%	16.9%	16.9%	18.0%	18.8%	19.0%
生産年齢人口 (15歳~64歳)	17,881	19,481	20,690	22,241	24,777	26,283	28,007	29,257	31,000
	66.7%	67.1%	69.7%	70.6%	71.2%	69.7%	66.7%	64.2%	63.3%
老年人口 (65歳以上)	1,714	2,163	2,665	3,372	4,146	5,032	6,190	7,730	8,700
	6.4%	7.5%	9.0%	10.7%	11.9%	13.4%	14.7%	17.0%	17.7%

資料：国勢調査

※総人口の値は年齢不詳を含み、人口比率の合計は100%とならないところがある

平成27年のデータは、住民基本台帳(10月1日)による

平成32年のデータは、粕屋町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる

全国的にみると、少子高齢化が進行し、その結果、老年人口と年少人口が逆転している市町村が数多くみられますが、粕屋町においては、そのような状況に至っていません。しかし、高齢化については着実に進行しており、昭和 55 年の老年人口の比率（高齢化率）は 6.4% でしたが、平成 22 年には 14.7% となりました。その後も高齢化は進行し、平成 27 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳による高齢化率は 17.0% となっています。

一方、年少人口は、全国的な少子化傾向はみられず、今後も増加を続けることが見込まれています。この背景には、子どもを産み育てる若い年齢層を多く含む、粕屋町の人口増をけん引している生産年齢人口の大幅な増加があります。平成 27 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳による年少人口は 8,556 人で、総人口の 18.8% を占め、老年人口よりも高い比率でした。粕屋町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（粕屋町版地方創生総合戦略のための人口予測）によると、本計画の計画期間の最終年である平成 32 年には、年少人口が 9,300 人となり、総人口 49,000 人の 19.0% を占めることが見込まれています。

2 世帯構成の推移

粕屋町の一般世帯総数は、平成 2 年に 9,292 世帯であったものが、20 年後の平成 22 年には 16,220 世帯となり、6,928 世帯増加しました。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯								非親族世帯	単独世帯	うち、高齢者 ひとり暮らし
		核家族世帯					その他の親族世帯					
		夫婦のみ	うち、高齢者 夫婦のみ	夫婦と子	父親と子	母親と子						
平成 2 年	9,292 100%	7,571 81.5%	6,087 65.5%	1,319 14.2%	307 3.3%	4,018 43.2%	113 1.2%	637 6.9%	1,484 16.0%	22	1,699 18.3%	243 2.6%
平成 7 年	10,493 100%	8,226 78.4%	6,770 64.5%	1,702 16.2%	466 4.4%	4,195 40.0%	129 1.2%	744 7.1%	1,456 13.9%	56	2,211 21.1%	345 3.3%
平成 12 年	12,620 100%	9,278 73.5%	7,871 62.4%	2,183 17.3%	624 4.9%	4,614 36.6%	175 1.4%	899 7.1%	1,407 11.1%	128	3,214 25.5%	543 4.3%
平成 17 年	14,098 100%	10,155 72.0%	8,711 61.8%	2,465 17.5%	818 5.8%	4,971 35.3%	190 1.3%	1,085 7.7%	1,444 10.2%	342	3,601 25.5%	659 4.7%
平成 22 年	16,220 100%	11,584 71.4%	10,201 62.9%	3,040 18.7%	1,051 6.5%	5,688 35.1%	210 1.3%	1,263 7.8%	1,383 8.5%	256	4,356 26.9%	900 5.5%

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成 22 年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

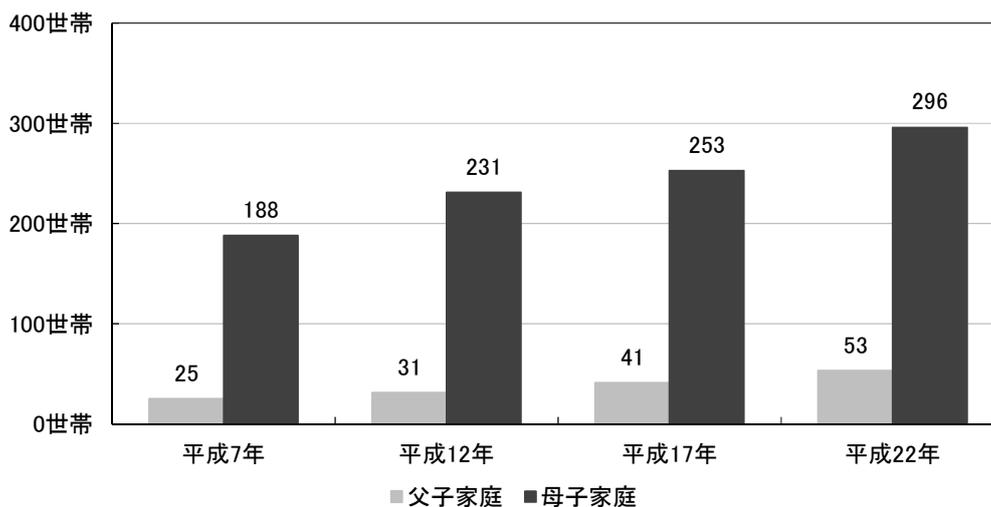
核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）の一般世帯総数に占める割合は、おおむね60%前半で推移し、大きな変化はみられませんでした。核家族のうち、大きな割合を占める夫婦と子どもからなる世帯については、一般世帯総数に占める割合が平成2年に43.2%であったものが、平成22年には35.1%まで減少しました。同様に、その他の親族世帯の割合についても、平成2年の16.0%から平成22年には8.5%まで減少しました。その他の親族世帯についての多くが3世代家庭世帯からなります。

逆に、夫婦のみの世帯の割合は、平成2年の14.2%から平成22年には18.7%に増加しました。さらに、夫婦のみ世帯に占める高齢者夫婦のみの世帯の割合に注目すると、平成2年に23.3%であったものが、平成22年には34.6%となりました。核家族世帯のなかで、高齢者夫婦のみの世帯の割合が増加しました。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成2年に1,699世帯であったものが、平成22年には4,356世帯となり、20年間で2,657世帯増加しました。一般世帯総数に占める割合でも、平成2年の18.3%から、平成22年には26.9%にまで増加しました。また、単独世帯のうち、高齢者のひとり暮らしは、平成2年に14.3%であったものが、平成22年には20.7%を占めました。高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が進行している様子がうかがえます。

また、父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯については、ともに増加傾向にあります。

＜ひとり親世帯の推移＞



資料：国勢調査

第2節 支援が必要な人たちの状況

本節では、地域社会から孤立しがちな地域福祉の対象となる人たちの状況について整理します。

1 要介護（支援）認定者数の状況

粕屋町の要介護認定*者数は、平成23年から平成25年までは増加していましたが、それ以降は減少に転じました。

要支援1、2および要介護1を軽度者とする、平成23年の軽度者数は448人で、要介護認定*者に占める軽度者の割合は44.4%でしたが、平成27年には、軽度者数が568人で要介護認定者に占める割合が51.2%となり、軽度者の割合が大きくなりました。

<要介護（支援）認定者数の推移>

単位：人

項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総数	1,010	1,086	1,123	1,120	1,109
要支援1	130 12.9%	178 16.4%	221 19.7%	225 20.1%	212 19.1%
要支援2	127 12.6%	136 12.5%	126 11.2%	126 11.3%	107 9.6%
要介護1	191 18.9%	185 17.0%	207 18.4%	233 20.8%	249 22.5%
要介護2	155 15.3%	171 15.7%	169 15.0%	160 14.3%	160 14.4%
要介護3	166 16.4%	157 14.5%	131 11.7%	123 11.0%	133 12.0%
要介護4	127 12.6%	139 12.8%	153 13.6%	142 12.7%	141 12.7%
要介護5	114 11.3%	120 11.0%	116 10.3%	111 9.9%	107 9.6%

資料：介護福祉課（10月1日現在）

2 障害者手帳所持者等の状況

本計画で対象とする「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条で規定される身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）およびその他の心身の機能の障がいがある人（難病患者等）で、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。ここでいう「社会的障壁」とは、障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

ここでは、障がいのある人の状況として、統計的に把握できる障害者手帳所持者数を記載します。

【身体障がいのある人の状況】

身体障害者手帳*の所持者数は、平成23年の1,371人と平成27年の1,448人を比較すると77人増加しました。この間、平成24年から平成26年までは増加しましたが、その後は減少に転じました。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合 計		1,371	1,349	1,414	1,482	1,448
年代別	18歳未満	33	37	39	41	44
	18歳以上	1,338	1,312	1,375	1,441	1,404
障がい 程度別	1級	398	390	425	446	442
	2級	209	213	210	225	227
	3級	216	204	212	227	217
	4級	348	342	361	369	361
	5級	96	95	100	104	104
	6級	104	105	106	111	97
障がい 種別	視覚障がい	86	85	86	88	89
	聴覚・平衡機能障がい	116	115	122	125	116
	音声・言語・そしゃく機能障がい	12	15	15	14	12
	肢体不自由	784	773	796	839	835
	内部障がい	373	361	395	416	396

資料：介護福祉課（3月31日現在）

年代別でみると、身体障害者手帳*所持者のほとんどが18歳以上で、平成27年では、18歳以上が97.0%を占めました。障がい程度別でみると、最重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。平成27年では、1級と2級を合わせると、全体の46.2%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が約半分の割合となりました。障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成27年では835人で、身体障害者手帳所持者数全体の57.7%を占めました。

【知的障がいのある人の状況】

療育手帳*の所持者数は、平成23年の230人と平成27年の319人を比較すると89人増え、この間一貫して増加しました。年代別でみると、平成23年では18歳未満が71人で、療育手帳所持者数の30.9%でしたが、平成27年には108人で、その割合が33.9%と増加をしました。障がい程度別でみると、重度である療育手帳Aの所持者の方が、中・軽度のBよりも少ない人数でした。ただし、平成23年の療育手帳Aの所持者が97人で、療育手帳所持者の42.2%を占めていたのに対し、平成27年には124人に増加しましたが、その割合は38.9%に減少しました。

<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
合 計		230	243	267	295	319
年代別	18 歳未満	71	78	86	103	108
	18 歳以上	159	165	181	192	211
障がい程度別	A（重度）	97	98	105	117	124
	B（中・軽度）	133	145	162	178	195

資料：介護福祉課（3月31日現在）

【精神障がいのある人の状況】

精神障害者保健福祉手帳*の所持者は、平成23年の233人と平成27年の282人を比較すると49人増加しました。この間、平成24年に一旦減少しましたが、その後は増加に転じました。障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳2級の所持者が最も多く5割以上で、平成27年には164人と、全体の58.2%を占めました。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合 計		233	197	226	268	282
障がい 程度別	1 級	29	21	22	27	24
	2 級	122	107	123	154	164
	3 級	82	69	81	87	94

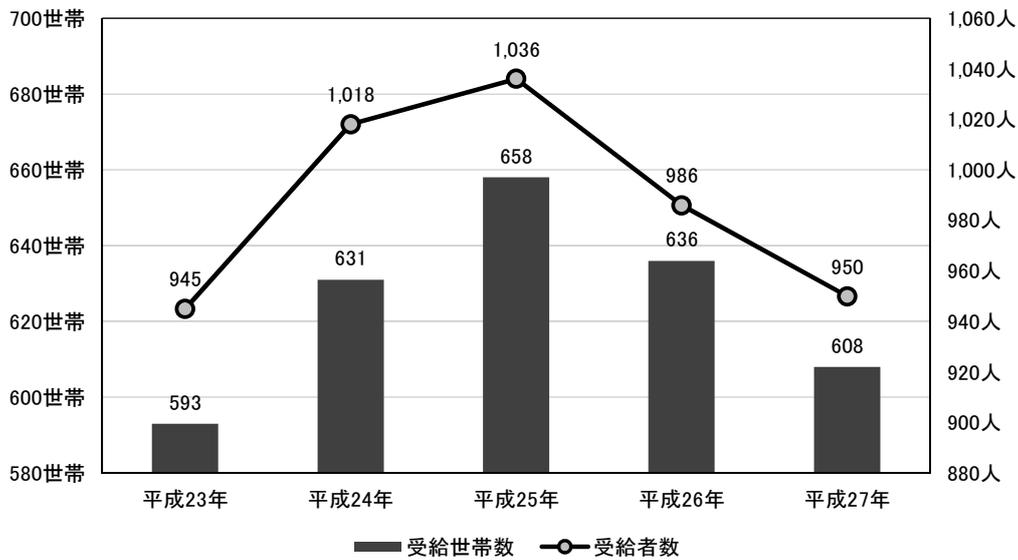
資料：介護福祉課（3月31日現在）

3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護*の受給世帯数と受給者数は、平成23年から平成25年までは増加しましたが、平成25年の658世帯、1,036人をピークに、減少に転じました。

一方、父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される児童扶養手当*の受給者数については、平成23年から平成27年の間、一貫して増加しています。

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞



単位：世帯、人

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受給世帯数	593	631	658	636	608
受給者数	945	1,018	1,036	986	950

資料：介護福祉課（3月31日現在）

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

単位：人

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受給者数	442	450	451	458	482

資料：総合窓口課（3月31日現在）

第3節 社会資源の状況

本節では、地域福祉を推進していくために重要となる福祉サービスなどに関わる施設・事業所や人的な資源について整理します。

1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況

粕屋町内に所在する児童福祉・子育て支援分野、高齢者福祉・介護分野、障がい福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

<児童福祉・子育て支援分野>

施設・事業所	箇所数
認可保育所（園）	8
幼稚園	4
認定こども園*	1
届出保育施設*	9
小学校	4
中学校	2
児童館*・地域子育て支援拠点*施設	6
学童保育所*	4
放課後等デイサービス*事業所	2

資料：子育て未来課・学校教育課（平成27年10月1日現在）

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
軽費老人ホーム（ケアハウス）*	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）*	2
介護老人保健施設（老人保健施設）*	1
訪問介護*（ホームヘルプ）事業所	4
訪問看護*事業所	2
通所介護*（デイサービス）事業所	10
通所リハビリテーション*（デイケア）事業所	6
短期入所生活介護・療養介護*（ショートステイ）事業所	3
認知症対応型共同生活介護*（グループホーム）事業所	3
小規模多機能型居宅介護*	1
居宅介護支援*事業所	8
地域包括支援センター*	1
有料老人ホーム*（住宅型）	2

資料：介護福祉課（平成27年10月1日現在）

＜障がい福祉分野＞

施設・事業所	箇所数
共同生活援助*（グループホーム）事業所	1
居宅介護*事業所	3
重度訪問介護*事業所	2
行動援護*事業所	1
同行援護*事業所	1
生活介護*事業所	1
自立訓練（生活訓練）*事業所	1
就労移行支援*事業所	1
就労継続支援（A型）*事業所	1
就労継続支援（B型）*事業所	1
短期入所*（ショートステイ）事業所	1
相談支援*事業所	2
地域活動支援センター*	2

資料：介護福祉課（平成 27 年 10 月 1 日現在）

2 福祉活動に関する人的資源の状況

【民生委員*・児童委員*】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、町民のなかから選ばれ県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員*がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

- ・町民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- ・要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- ・社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- ・福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力すること

粕屋町では 37 人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が 2 人）が活動しています。

【福祉委員*】

粕屋町社会福祉協議会では、地域で発生する福祉問題を早期に発見し、必要に応じて適切な援助活動を日常的に行える体制を整備することを目的として、福祉委員を設置することとしています。福祉委員は、各民生委員*・児童委員*に対し原則として2名を各区長と民生委員・児童委員が協議の上推薦し、粕屋町社会福祉協議会会長が委嘱します。福祉委員の任期は3年です。

福祉委員が担う主な役割は、以下のとおりです。

- ・福祉問題の早期発見に努めること
- ・把握した福祉問題を民生委員・児童委員や関係機関へ連絡
- ・日常的な見守り活動の実施
- ・必要に応じて日常生活の軽易な支援活動の実施
- ・要援護者の福祉事業や地域行事への参加促進

粕屋町で活躍している福祉委員*の人数は、以下のとおり推移しています。

<福祉委員数の推移>

単位：人

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 度	平成 26 年	平成 27 年
福祉委員数	58	60	66	66	66

資料：社会福祉協議会

【生活支援サポーター・介護予防サポーター・ゆうゆうサロン*】

粕屋町では、介護保険*法に規定する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業を円滑にすすめるため、粕屋町サポーターポイント制度*事業を導入し、高齢者が担い手となる生活支援サポーターや介護予防サポーター等を育成しています。生活支援サポーターは、支援対象者の自宅を訪問し、ごみ出しや買い物の荷物を持つなど、「靴を脱がない支援」を行っています。また、運動支援サポーターは、主に介護予防のための運動教室において補助的な役割を担う人をいいます。平成 27 年 10 月 1 日現在、生活支援サポーターは 15 名、運動支援サポーターは 16 名が登録しており、どちらもサポーターポイント制度の対象となっています。

サポーターポイント制度とは、高齢者が自ら介護予防教室等で、予防に励んだり、生活支援や介護予防等のサポーター活動を行った場合に、ポイントを付与し、当該高齢者の申し出により、ポイントを換金したり寄附ができる制度です。

また、地域に住む高齢者が、寝たきりや認知症*を防ぐために生きがい活動と元気に暮らすきっかけをみつけ、地域の人同士のつながりを深める活動の場として、各行政区（自治会）でゆうゆうサロンが開催されています。ゆうゆうサロンの取り組みは、介護予防・日常生活支援総合事業のなかにも位置づけられ、その運営にあたっては、ボランティアの人たちがかわっています。

ゆうゆうサロン開催箇所数の推移は、以下のとおりです。

<ゆうゆうサロン開催箇所数の推移>

単位：箇所

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
ゆうゆうサロン開催箇所数	20	20	21	21	23

資料：介護福祉課

【ボランティア団体】

粕屋町では、福祉活動のみならず、スポーツや文化芸術活動、環境活動、まちづくり活動等の分野でボランティア団体が活動しています。そのなかで、粕屋町ボランティアセンター*に登録しているボランティア団体は、以下のとおりです。

＜ボランティアセンター登録団体＞

団体名	活動内容
粕屋町ボランティア連絡協議会	研修会、交流会、環境美化活動、派遣活動（託児・施設訪問）
手話の会	手話の学習、ろうあ者との交流活動
七色の会	身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業、身体障がい者福祉協会（介助・手伝い）、託児・その他
しおんの会	ひとり暮らしの方（70才以上）、老夫婦、日中ひとりの方を対象に希望の日時に電話による安否の確認
友愛訪問の会	ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、身障者世帯等を対象に訪問
ぱーる会	広報かすや、議会だより、社協だよりの音訳録音、通所社会就労センター三つ葉の里への支援活動
ガイアの響	粕屋太鼓の演奏、または出張演奏等
かざぐるま	人形劇の上演、作成及びその指導、文庫開室、お話し会
読書ボランティア「ひまわりの会」	赤ちゃんから小学校低学年までを対象に「読み語り」や町のブックスタート事業への協力
森の会	紙や小物等を使って置物や壁掛け、飾物等を作る「物作り」のボランティア
NPO 法人*障がい者の自立を考える会「ほし」	障がい者（児）およびその家族の自立、社会参加への支援、相談、事業の受託運営。障がい者の寄り合い所「このゆびとまれ」の受託運営
仲原小学校おはなし会「かばーる・ほ！」	仲原小学校を中心に粕屋町立図書館、保育園、幼稚園、赤ちゃんサークル、小中学校、子ども会および福岡県親と子の読書協議会依頼の各地での活動
フラダンス プルメリアB教室	施設への訪問活動、各種イベントでのフラダンスの発表
西小読み聞かせの会【ビスケット】	本が大好きで、想像力豊かな子どもたちがたくさん増えますように願いを込め、現役のお母さんならではの、明るく楽しくそしてパワフルなお話し会
コーラス【ハーモニック・コスモス KASUYA】	コーラスの持ち味であるハーモニーのやさしいあたたかさを伝える幼稚園・保育園・小中高等学校・病院・福祉施設・町区行事等での出前コンサート等
ベルステージ	清掃活動および福祉施設、保育園等でのハンドベル演奏活動
粕屋ハーモニカサークル	町内行事、施設等でのハーモニカ演奏
玄海相撲甚句会 粕屋支部	町内行事、施設等での相撲甚句を披露
ラブ&ピースふくおか	粕屋町の平和週間の催しに賛同し、催事の企画や、歌声を通して平和の尊さを訴え広げる活動
よさこいかすや連絡協議会	年間を通じたよさこいイベント（初踊り、総会、YOSAKOI かすや祭り、どんたく等）の準備や参加、訪問等

資料：かすやボランティアセンター（平成27年10月1日現在）

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

粕屋町においては、高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化等が要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、地域でともに暮らす人々が、地域社会において孤立することなく、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住んでいる地域や家庭のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

さらに、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です。

このような地域社会の実現のためには、地域福祉の向上に向けた自助・互助・共助・公助の4つの助けにおけるそれぞれの担い手が、求められている役割を果たしていくとともに、担い手同士が協働することで、それぞれの助けの連携と調和を図っていくことが大切です。公助を担う行政には、そのためのリーダーシップを発揮していくことが期待されています。

このような思いを含め、本計画では・・・

**みんなで支え合い、一人ひとりが大切にされる地域福祉
だれもが安心・安全に暮らせる地域社会をめざして**

を**基本理念**とします。



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

安心で安全な暮らしを支える基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

みんなが気軽に参加できる環境づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

第3節 取り組みの体系

基本目標	取り組みの柱	取り組み
福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える
		(2) 情報の交換や共有をすすめる
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる
安心して安全な暮らしを支える基盤づくり	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る
		(2) 地域における福祉活動の充実を図る
		(3) 身近な助け合いをすすめる
	2 いのちを守る支援の充実	(1) 虐待防止のための支援を強化する
		(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる
		(3) 災害時の避難に備える
みんなが気軽に参加できる環境づくり	1 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る
		(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る
	2 地域での参加機会の充実	(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る
		(2) ボランティア活動の活性化を図る
		(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

第4章 取り組みと役割分担

「第4章 取り組みと役割分担」の見方

第2節 安心して安全な暮らしを支える基盤づくり

1 地域での福祉サービスの充実

(2) 地域における福祉活動の充実を図る

■ 現状と課題 ■

地域とのかかわりが希薄になり、孤立しがちな人たちの存在を認識することが大切

分野別課題調査では、高齢者の様子を見て「ひきこもり傾向が強く、地域等とのかかわりが希薄になっている」といった指摘が数多くありました。また、生活困窮者支援分野でも「地域で孤立してしまっていることが多い」との意見がみられました。地域とのかかわりが希薄になり、孤立がちになってしまっている人たちの存在について、きちんと認識することが大切です。

取り組みの方針

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動をすすめ、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

- ①：基本目標
- ②：取り組みの柱
- ③：取り組み
- ④：住民意識調査、ワークショップ、分野別課題調査等の結果から、現状と課題を整理しています。
- ⑤：「現状と課題」を改善していくための取り組みの方向性について示しています。

⑥ ■ 具体的な取り組み ■	
⑦ 自分や家族が取り組むこと	●地域における見守り活動や相談支援活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でぞむことなく、お互い様の気持ちを大切にします。
⑧ 隣近所が協力して取り組むこと	●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつきあいのなかで支援をしていくために、地域における見守り活動や相談支援活動に協力します。
⑨ 地域の組織や団体が取り組むこと	●行政区（自治会）等の小地域において、福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会をつくっていきます。
⑩ 事業所等が取り組むこと	●福祉サービス事業所では、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。 ●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報等、見守り活動に寄与するよう努めます。
⑪ 社会福祉協議会が取り組むこと	●福祉委員制度について住民に周知し、活動への理解と協力を求めるとともに、福祉委員活動を支援します。
行政が取り組むこと	●地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりをすすめます。

- ⑥：「取り組みの方針」に沿ってすすめていく担い手ごとの役割分担を示しています。
- ⑦：自分自身、もしくはともに暮らす家族が、助け合ってすすめる取り組みを示しています。
- ⑧：近隣の人同士等が、お互い様の気持ちによる身近なつきあいのなかですすすめる取り組みを示しています。
- ⑨：行政区（自治会）や老人クラブ、民生委員*・児童委員*や福祉委員*等が、組織的にすすめる取り組みを示しています。
- ⑩：福祉や介護のサービスを提供する社会福祉法人*やNPO法人*等の施設や事業所等（以下、「福祉サービス事業所」）、見守りや買い物支援等への協力を期待できる民間企業や団体等が、その事業活動のなかですすすめる取り組みを示しています。
- ⑪：社会福祉協議会や役場の職員がすすめる取り組みを示しています。

第1節 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える

■ 現状と課題 ■

福祉サービスに関する情報を丁寧に知らせていくことが大切

近年、福祉サービスに関する制度については、多様化する福祉課題の解決に向けた関連法令の制定や改正によるサービスの創設や変更が行われ、その内容が目まぐるしく変化しています。このようなことも背景としながら、分野別課題調査では、「子育て支援サービス情報提供の充実を」、「福祉や介護のサービスのことをもっと知らせていくことが大切」、「障がいのことや障がい福祉サービスについて、十分に理解できていないことがある」、「生活保護*も含めた生活困窮者支援制度を周知し、早期に支援していくことが大切」などの意見が多数ありました。

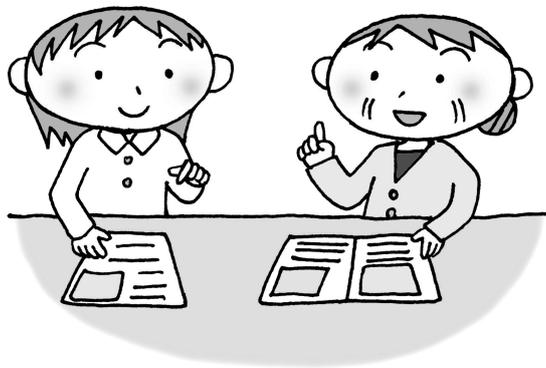
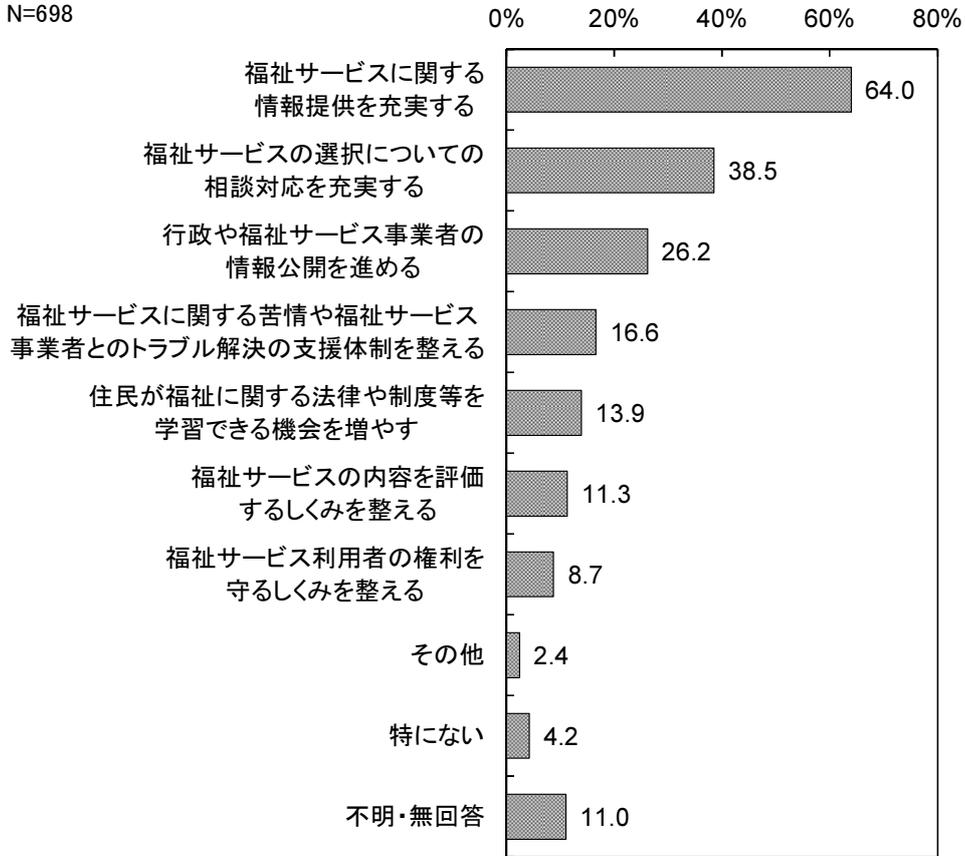
住民意識調査では、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」の回答割合が64.0%で最も高く、次いで「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」の38.5%、「行政や福祉サービス事業者の情報公開を進める」の26.2%が続きました。

分野別課題調査の高齢者福祉・介護分野では、「制度利用のための知識が不足していることがある」との意見が、また、生活困窮者支援分野では、「きちんと相談先を知らせていくことが大切」といった意見もありました。

福祉サービスを必要としている人たちが、きちんとサービスの利用につながっていくためにも、相談先を含めた福祉サービスに関する情報を丁寧に知らせていくことが大切です。

＜最適な福祉サービスの選択や利用のために町が取り組むことについて＞

＜複数回答＞
N=698

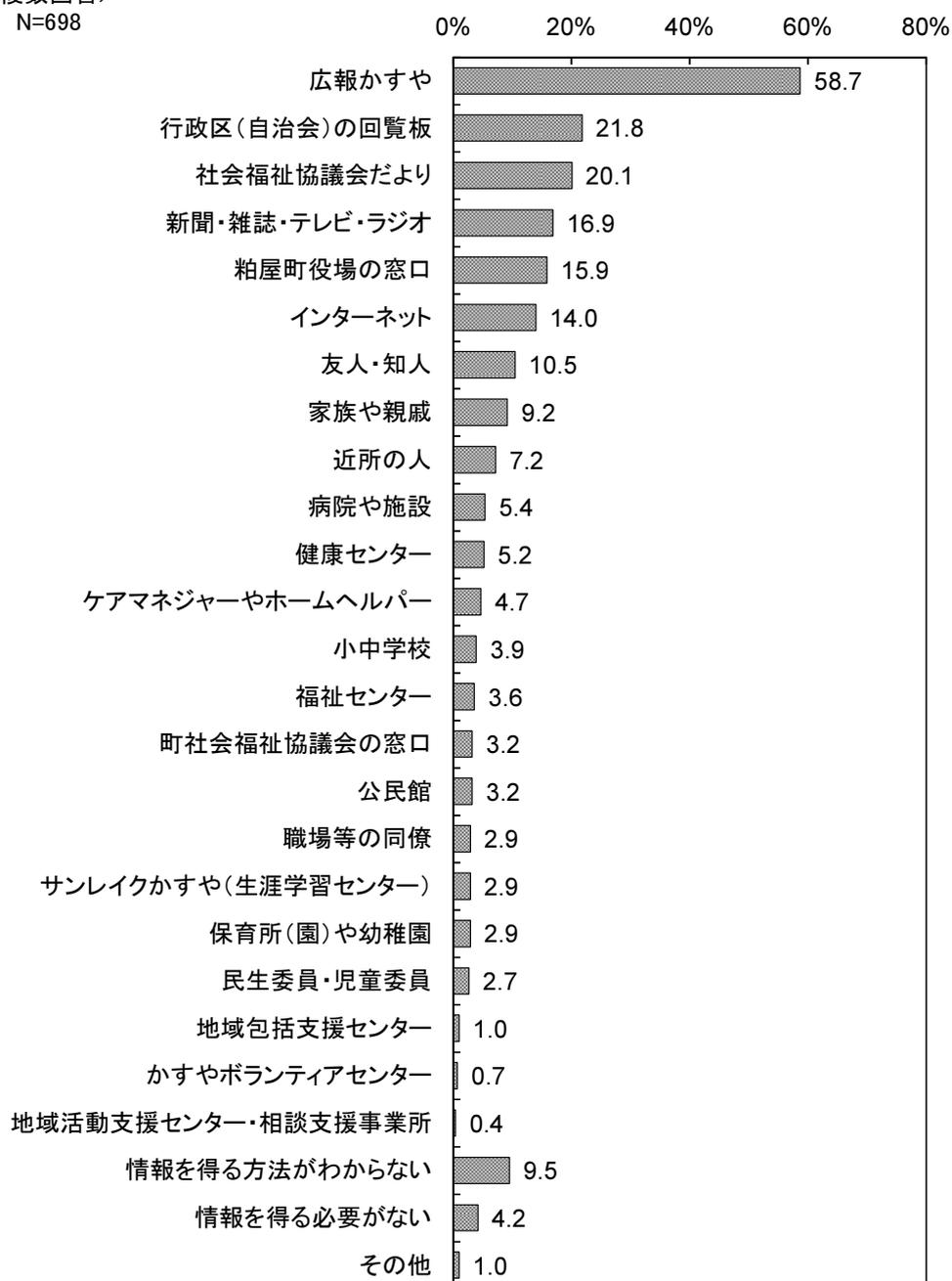


「広報かすや」をわかりやすいものになるよう工夫し、充実させていくことが大切

住民意識調査では、福祉サービスに関する情報の主な入手先としては、「広報かすや」の回答割合が58.7%で最も高く、次いで「行政区（自治会）の回覧板」の21.8%、「社会福祉協議会だより」の20.1%が続きました。ワークショップでは、「福祉サービスを分かりやすく伝えていくための工夫が大切」などの多数の意見がありました。そのための方策として、福祉サービスの情報源として住民の大半が活用しているとの調査結果から、「広報かすや」の紙面内容について、分かりやすいものになるよう工夫し、充実させていくことが大切です。

＜福祉サービスに関する主な情報源について＞

＜複数回答＞
N=698



取り組みの方針

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを推進します。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮等、分かりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 広報紙や回覧板等をよく読み、福祉サービスに関する知識を積極的に身につけます。● 必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。● 福祉サービスに関する講演会や研修会等に参加するよう心がけます。● どのような福祉サービス情報が必要なのかということを行行政窓口 に伝えるなど、積極的に発信します。
地域の組織・団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 回覧板を活用し、必要な福祉サービスの情報を伝達します。● 福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。● 福祉サービスに関する講演会や研修会等を地域で開催します。● 地域の組織や団体、民生委員*・児童委員*等による相談支援活動を支援し、福祉サービス情報提供の機会として活用します。● 民生委員・児童委員等、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。
事業所等が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● ケアマネジャー*や福祉サービス事業所では、必要な福祉サービス等に関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。● 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学等を積極的に開催します。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 社会福祉協議会の役割や活動内容について周知します。● 「社協だより」で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。● 「社協だより」やホームページ、パンフレットの文字を大きくし、平易な文章にするなど工夫し、分かりやすい情報提供に努めます。● 小地域での座談会を定期的を開催し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。● 福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要なサービス利用につながるよう十分に配慮します。

■ 具体的な取り組み ■

行政が
取り組むこと

- 「広報かすや」で、福祉サービスの情報提供の充実を図ります。
- 高齢者向けに文字を大きくしたり、障がいのある人向けに音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉サービスの情報提供を工夫します。
- ホームページやパンフレット等については、見やすく読みやすくなるよう工夫をして、福祉サービス情報を提供するよう努めます。
- 福祉サービスの内容や利用の手続き等の情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子等を作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
- 地域の組織や団体、保育所・幼稚園・小中学校等を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。
- 情報の受け手の対象を絞り、確実に効率よく福祉サービス情報を提供するために、福祉サービスの提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
- 地域包括支援センター*等、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図ります。
- 民生委員*・児童委員*や福祉サービス事業所等、地域において相談支援に携わる人や事業所について周知します。
- 福祉サービスに関する情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談等による意思疎通支援が行える体制を整えます。
- 福祉サービスに関する説明会を地域において開催するとともに、その会場では、情報保障の観点から求められる配慮に努めます。
- 福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要なサービス利用につながるよう十分に配慮するとともに、相談者のプライバシー保護に留意します。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人には、その家族に対しても丁寧に説明するなど、各種情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、家庭訪問等を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

(2) 情報の交換や共有をすすめる

■ 現状と課題 ■

地域における福祉活動をすすめていくための情報交換や情報共有が大切

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野において、「認知症*の人たちの現状把握が大切」や「災害時に支援を必要とする人たちの現状把握が大切」といった意見がありました。障がい福祉分野からも、災害発生時の備えのために「支援を必要とする人たちを把握しておくことが大切」との意見がありました。その一方で、ワークショップにおいて、「地域でうまく情報を共有できればいいけど、なかなかうまくいかない」との意見が多くみられたように、実際には、地域における見守り等の福祉活動や災害発生時の支援活動等の際に支援を必要とする人たちの情報がうまく共有できていない現状がうかがえます。地域における福祉活動に関わる情報交換や情報共有をすすめていくことが大切です。

取り組みの方針

住民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化とともに、見守り活動等の充実を図っていく上で重要となる情報を共有していくための取り組みをすすめます。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が
取り組むこと

- 行政区（自治会）の広報や回覧板等に目を通すよう心がけるとともに、その内容について家族のなかで伝え合います。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。
- 自分や家族の情報は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

隣近所が協力して
取り組むこと

- 隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場や機会に参加するよう心がけます。
- 自分や家族の情報や緊急時の連絡先等は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所の人たちに伝えておくよう心がけます。

■ 具体的な取り組み ■

地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有しておくために、方法を工夫しながら伝達していきます。●地域での集まりやさまざまな地域活動や行事を通じて、個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。●高齢者世帯や認知症*高齢者、障がいのある人等、支援が必要な人たちに対する見守り等を充実させるため、住民と行政区（自治会）、民生委員*・児童委員*等の間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化をすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●各地区の小地域福祉活動等について集約し、提供していく取り組みをすすめます。●福祉サービス事業所、民生委員・児童委員や福祉委員*、ボランティア団体等と情報交換をしながら、地域での福祉課題等について情報を共有します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●町内の地域活動や地域福祉活動、社会資源等についての情報提供の充実を図ります。●行政区（自治会）や民生委員・児童委員等と、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。●個人情報の管理について、区長や民生委員・児童委員等の研修や学習会のさらなる充実を図ります。

2 相談支援の充実

(1) 相談機能を強化する

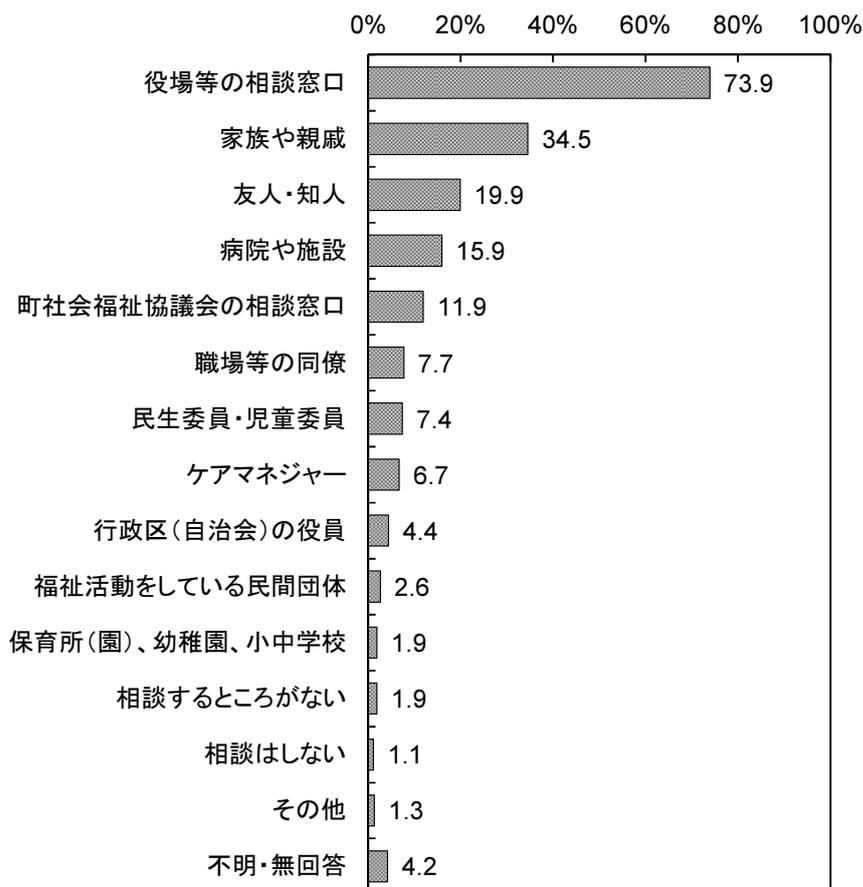
■ 現状と課題 ■

役場等の相談窓口は福祉サービスの利用に関する相談先として期待感が高い

住民意識調査では、福祉サービスの利用が必要になった時の相談先について、「役場等の相談窓口」の回答割合が73.9%で最も高く、次いで「家族や親戚」の34.5%、「友人・知人」の19.9%が続きました。福祉サービスの利用を考える際の相談先として、役場等の相談窓口への期待感が高く、大きな役割を担っている様子がうかがえます。

<福祉サービスの利用が必要になった時の相談先について>

<複数回答>
N=698



福祉や介護のサービスにつながるための相談支援が大切

ワークショップでは、「福祉や介護のサービスにうまくつながっていないことがある」など、多数の意見がありました。分野別課題調査では、「子育て支援サービスの利用にちゅうちょしていることもある」といった意見や、高齢者福祉・介護分野から、「家族のなかで、もしくは夫婦だけで抱え込んでしまっていることがある」、「受けたい、もしくは受けられるサービスが受けられないでいる」、「金銭面や理解度の問題等から支援が届きにくい人たちがいる」などの意見がたくさんありました。福祉や介護のサービスをうまく活用することができず、困りごとを抱え込みながら日々の生活を送っている人たちが、地域で数多く暮らしている様子がうかがえます。

ワークショップでは、「福祉サービスに関する丁寧な相談支援が大切」、分野別課題調査では、「相談窓口の利便性を高めていくことが大切」との意見がありました。福祉サービスを必要とする人たちに対し、丁寧なかかわりを持ちながら相談支援を行い、サービスの利用につないでいく取り組みを充実させていくことが大切です。

相談支援機関では、これまで以上に高い専門性が求められている

分野別課題調査の高齢者福祉・介護分野では、「本人より家族の意向が優先されることも多い」、「本人と家族介護者、もしくは家族間の関係性が良好ではないところは大変」や「家族等からの支援の協力を得られないことが多い」、さらに「夫婦間で生活の仕方、過ごし方についての認識の違いがある」などの意見がありました。支援を必要とする高齢者本人のみならず、高齢者本人を取り巻く家族との複雑な関係に介入し、それぞれの思いを丁寧にくみ取りながら寄り添い、調整していくことを求められる場面が増えているようです。

分野別課題調査の児童福祉・子育て支援分野では、「発達障がいを抱えている子が増えてきているように思う」との意見が多くみられました。また、このことに関連するものとして「健診や育児相談等の充実を」といった意見も数多くありました。

行政機関や相談関係機関等が実施する相談支援については、これまで以上に高い専門性と相談援助技術が求められています。

取り組みの方針

関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応できる専門性の高い相談支援を推進するとともに、きめ細かな相談窓口での対応をすすめるなど、相談機能の強化を図ります。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。●家族が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。●広報やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所の人が福祉や介護等のことで悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●総合相談の窓口を充実し、相談者の利便性の向上に努めます。●相談方法を工夫し、誰もが気軽に行ける雰囲気と相談しやすい体制を整えます。●相談窓口を訪れることが困難な人にも対応できるよう、家庭訪問等による相談支援の充実に努めます。

■ 具体的な取り組み ■

行政が
取り組むこと

- どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため、各種相談窓口をコンパクトに整理しながら、周知を図ります。
- 担当する相談窓口が複数か所にまたがるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す相談支援を実践します。
- 相談内容に応じて相談室を利用するなど、相談者のプライバシー保護に配慮します。
- 相談窓口を訪れることが難しい人等に対しては、家庭訪問等による相談支援の充実に努めます。
- 相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。
- 相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修等に積極的に参加します。
- 子育て家族や高齢者、障がいのある人の課題等に関する相談専門機関（地域包括支援センター*等）について、機能強化をすすめます。
- 専門性の高い相談援助に対応するため、専門職の配置に努めるとともに、各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化していきます。



(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

■ 現状と課題 ■

身近で気軽な相談支援をすすめることが大切

分野別課題調査の児童福祉・子育て支援分野では、「相談相手がない」や「頼りにできる人がおらず、不安を抱えている」、「祖父母等からの支えが乏しく、子育てに孤軍奮闘を強いられる」など、孤立した状態で、もしくは孤立感を抱きながら子育てを行っている保護者の様子について指摘する意見が数多くありました。また、「地域とのかかわりが薄く、ネット情報ばかりに頼っている」との意見とともに、「気軽に相談できるところ、相談の利便性を高めることが大切」といったことを指摘する意見も数多くみられました。高齢者福祉・介護分野でも同様に、「身近なところに頼れる人、話し相手や相談相手がない」や「家庭訪問をしながら支援をすすめることが大切」など、身近で気軽な相談相手の存在の大切さを指摘する意見がありました。

誰もが気軽に相談できるよう、相談支援が身近に感じるような取り組みをすすめていくことが大切です。

取り組みの方針

民生委員*・児童委員*等、地域において相談支援に携わる人たちが、地域住民の身近な相談相手や気軽な相談窓口になるよう、地域における相談支援活動を推進するとともに、町や社会福祉協議会の職員による相談支援が、地域住民にとってより身近なものとなるよう積極的に地域へ出向いて、相談に応じるなど、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ*型の支援をすすめます。

■ 具体的な取り組み ■

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家族や親戚とのつきあいを大切にします。 ●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たち等に相談します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●近所づきあいを大切にし、互いに気軽に相談し合える関係を築きます。 ●隣近所の人々が悩みを抱え込んでいたら、民生委員*・児童委員*等、地域において相談支援に携わる人に話をしてみるよう声をかけ合います。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、地域住民に知らせるよう心がけます。 ●相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がける等、地域住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。 ●相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。 ●生活上での困りごとについて、家庭訪問等により把握し、対応困難事例等の専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関等の各種相談窓口へつなぎます。
<p>事業所等が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ケアマネジャー*や福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、かつ専門性の高い相談相手となるよう、その充実に努めます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援に携わる人たちの要望を取り入れながら研修を行い、能力向上を図ります。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域にある相談窓口や、相談支援に携わる人たちの周知を図ります。 ●かすやこども館や地域活動支援センター*等を地域における相談支援の拠点として、その機能充実に努めます。 ●ショッピングセンター等のスペースを活用し、住民が気軽に集まり相談できる場の確保をすすめます。 ●気軽に相談に応じていくため、電話による相談機能の充実に努めます。 ●町職員による相談支援が、地域住民にとってより身近なものになるよう、積極的に地域へ出向いて相談に応じるなど、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ*型の支援をすすめます。 ●相談支援に携わる人たちの要望を取り入れながら研修の機会を設け、質の向上を図ります。

第2節 安心で安全な暮らしを支える基盤づくり

1 地域での福祉サービスの充実

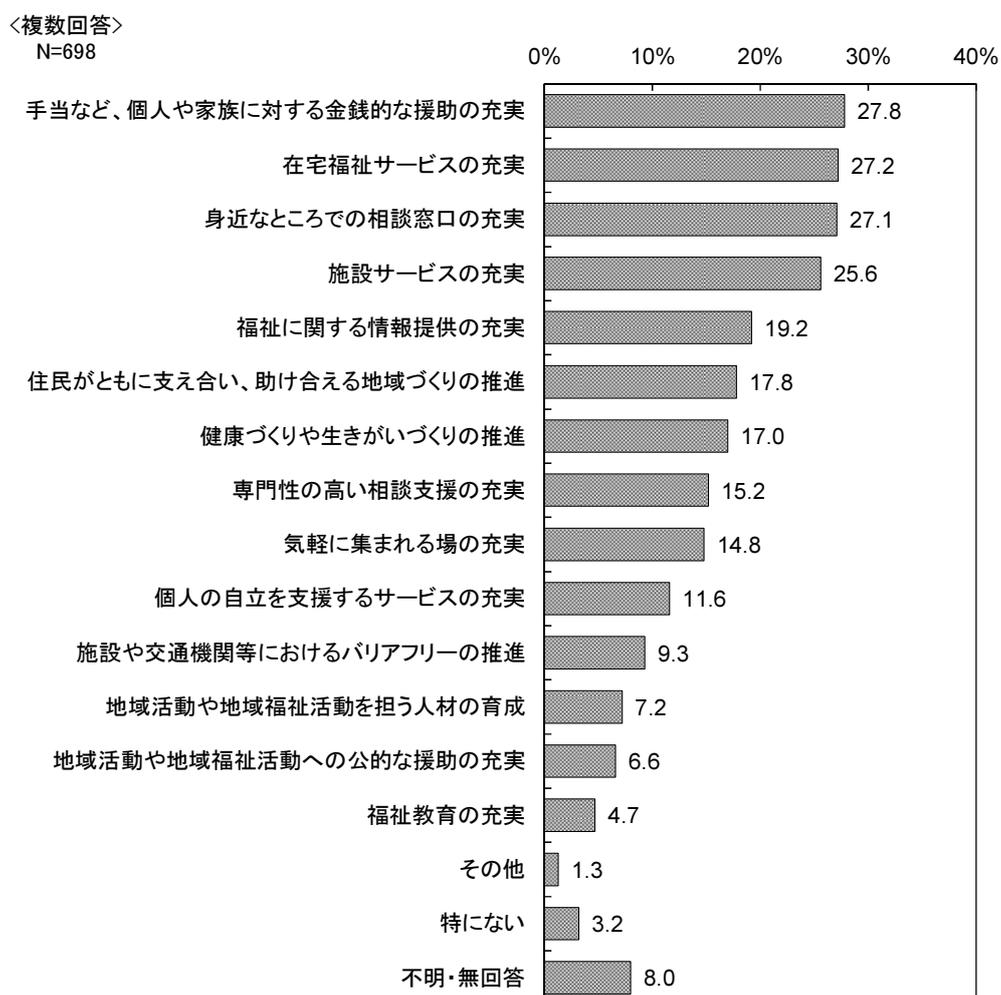
(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

■ 現状と課題 ■

公的な制度による福祉サービスの充実を図っていくことが期待されている

住民意識調査では、住んでいる地域で安心して暮らすためには、どのような福祉のあり方が大切と思うか、との設問に対し、「在宅福祉サービスの充実」と「施設サービスの充実」の回答が3割近くとなり、「金銭的な援助」や「相談窓口の充実」とともに、上位のグループに入りました。住んでいる地域において安心して暮らしていくため、公的な制度による福祉サービスの充実を図っていくことが期待されている様子が見えます。

<安心して暮らしていくための福祉のあり方について>



福祉や介護のサービス提供の充実を図り、不安感を解消していくことが大切

分野別課題調査では、「共稼ぎのなかでの介護は大変」や「老々介護が体力的にも精神的にもつらい」、「夫が介護する立場になった時は大変」といった意見が数多くありました。また、このような様子を見聞きしている高齢者夫婦のみの世帯の様子をみて、「老々介護や相手に頼れない生活になってしまうことへの不安」などを指摘する意見がありました。さらに、「今ある制度やサービスを改善していくことも大切」との意見もみられました。障がい福祉分野では、「障がい福祉サービスが十分に活用できない環境にある」といった意見とともに、障がいのある人やその家族の様子をみて、「将来の不安、親亡き後の不安」を指摘する多くの意見がありました。

地域における福祉や介護のサービス提供について、それぞれの行政計画に基づき、近隣市町と協力し合いながら充実を図っていくことで、サービスの不足やそのことによる不安をできる限り解消していくことが大切です。

関係者間で連携を強化しながら福祉サービスの供給をすすめていくことが大切

分野別課題調査では、「事業者間や事業者と行政との支援の連携が大切」や「横断的な連携を図りながら支援をすすめていくこと」などの意見が数多くありました。福祉や介護のサービスの充実を図っていくためには、サービスの提供に関係する行政機関や事業所等がしっかりと連携を強化しながらすすめていくことが大切です。

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野での「障がいがあるなど、問題を重複して抱えている場合もみられる」や、障がい福祉分野での「家族を含めて支援していくことが大切」、生活困窮者支援分野での「精神的な病を抱えていることがある」などの意見がありました。多くの複雑な問題を複合的に抱えている場合には、福祉サービスの提供にあたっての関係者間の連携強化が大事になります。

生活に困窮している人や世帯に対する支援の充実を図っていくことが大切

分野別課題調査の生活困窮者支援分野では、「年金だけでは生活が厳しい」や「健康管理がおろそかになっている」などの生活の様子とともに、「金銭管理に関するサービスが大切」、「就労等の相談支援にうまく結びついていない」、「子育て支援と労働環境改善の両面からの支援が大切」、「住宅をうまく確保できる取り組みが大事」など、具体的に求められている福祉サービスについて指摘する意見がありました。

分野別課題調査の児童福祉・子育て支援分野では、ひとり親世帯等の様子を見て、「保育や教育に要する経済的な負担が大きい」との意見がありました。また、高齢者福祉・介護分野においても、高齢者のみの世帯では、「経済的に厳しい状況にあることが多い」や「ギリギリのところまで生活している」などの意見がありました。障がい福祉分野では、「年金収入だけでは生活を維持していくことが難しい」との意見がみられました。

生活に困窮している人や世帯に対する支援の充実を図っていくことが大切です。

家族介護者等の休息を確保するための支援や病児保育の充実、外出のための支援が求められている

ワークショップでは、「家族介護者の休息やリフレッシュのためのサービスが大切」との意見がありました。分野別課題調査でも高齢者福祉・介護の分野からの「家族介護者のレスパイト*や日中働ける環境づくりを」などの意見や、障がい福祉分野での「家族のレスパイトや用事がある時に対応できるサービスが不足している」といった多くの意見がありました。家族介護者等の休息を確保するための支援が求められている様子うかがえます。

分野別課題調査では、子育て家族の様子をみて、「子どもが病気の時の対応に苦慮」、「子どもが病気の時や親に何かあった時等に頼れる人がいない」などの意見や、「病児保育の充実を」などを指摘する意見が数多くありました。子育て家族のなかでは、病児保育等、子どもに何かあった時に対応できる福祉サービスの充実を求める声が高まっている様子うかがえます。

分野別課題調査の高齢者福祉・介護分野では、「交通手段がない」、「移動手段の確保が大変」といった多くの意見がありました。高齢者等のなかには、外出のための支援が求められている様子うかがえます。

取り組みの方針

法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする地域住民に対し、適切にサービスを提供する体制づくりをすすめることで、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が
取り組むこと

- 福祉サービスを利用する際、分からないことは問い合わせ、納得がいくまで説明を求めます。
- 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口等を活用します。
- 成年後見制度*や日常生活自立支援事業*等のサービスについての知識を身に付け、必要に応じて活用するよう心がけます。

地域の組織や団体が
取り組むこと

- 福祉サービス事業所での行事等に積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きます。

■ 具体的な取り組み ■

事業所等が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。●福祉サービス事業所での行事等に地域からの参加を求めたり、地域行事に参加するなど、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●利用者本人が住んでいる地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスの提供をすすめます。●外出や移動を支援する取り組みをすすめます。●総合相談窓口を設け、関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。●苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度*について周知するとともに、福祉サービス提供について、利用者の苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。●日常生活自立支援事業の利用促進に向けて周知するとともに、本事業の円滑な実施をすすめます。

行政が
取り組むこと

- 各種福祉・介護分野の行政計画を推進することにより、サービスの量や質の充実を図ります。
- 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービス提供の充実に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上や取り組みについて指導、啓発します。
- 福祉サービス事業者や医療機関等の関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりをすすめます。
- 福祉サービスを必要とする本人やその家族へのきめ細かい対応のため、
 - ・要保護児童対策地域協議会*等の機能充実を図ります。
 - ・地域ケア会議*等の機能充実を図ります。
 - ・自立支援協議会*等の機能充実を図ります。
- 低所得者等の生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。
- 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、関連する行政サービス情報を可能な範囲で提供しながら、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑で問題が多様化している福祉課題の解決に努めます。
- 家族介護者等の負担軽減のため、お互いに悩みを語り合いながら、休息が取れるような場や機会をつくり、充実を図ります。
- 子育て家族の保護者等の急な出来事に対応するための一時預かりやファミリー・サポート・センター*のサービス提供をすすめます。また、病児保育のさらなる充実を図ります。
- ふれあいバス（町内巡回バス）等の公共交通の運用にあたっては、利用者の利便性を高めるため、住民の声を反映し、改善を図るとともに、新たな地域公共交通*への転換についても検討します。
- 福祉サービスの苦情解決*のため、窓口の周知と職員の質の向上に努めるとともに、福祉サービス提供について、利用者からの苦情があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- 成年後見制度*や日常生活自立支援事業*について、分かりやすく周知・啓発するとともに、必要な人への適切な対応を行います。
- 安全で快適に通行できる道路環境の整備をすすめます。また、公共施設についてもバリアフリー化やユニバーサルデザインに対応した整備を行います。

(2) 地域における福祉活動の充実を図る

■ 現状と課題 ■

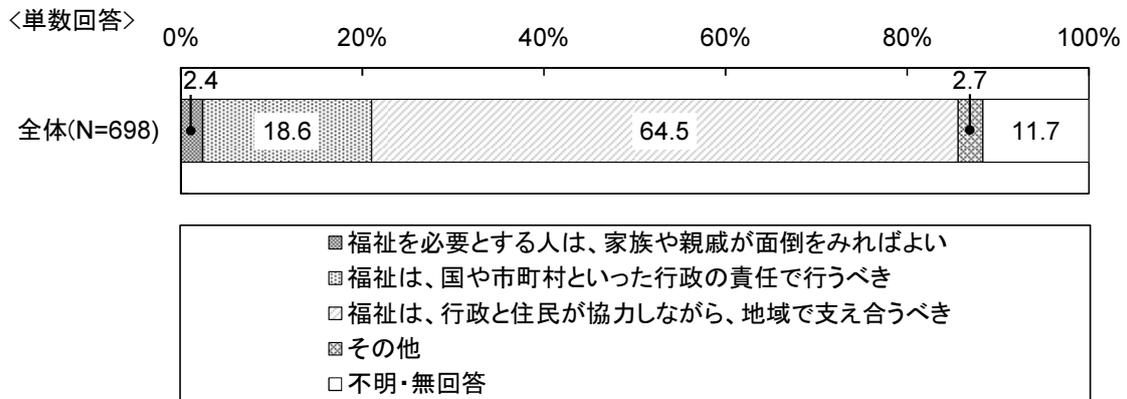
互助や共助の重要性を大事と思う人や、困りごとを抱える人からの助けに対応したいと考える人が高い割合を占めている

住民意識調査では、「福祉のあり方は、どのようにあるべきだと思いますか」との設問に対し、互助や共助を重要視する「行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の回答割合が最も高く、64.5%を占めました。一方、公助を重要視する福祉のあり方を志向する「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」の回答は18.6%、自助を重要視する考え方である「福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒をみればよい」は2.4%でした。

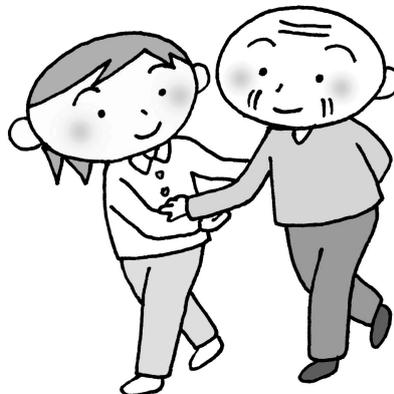
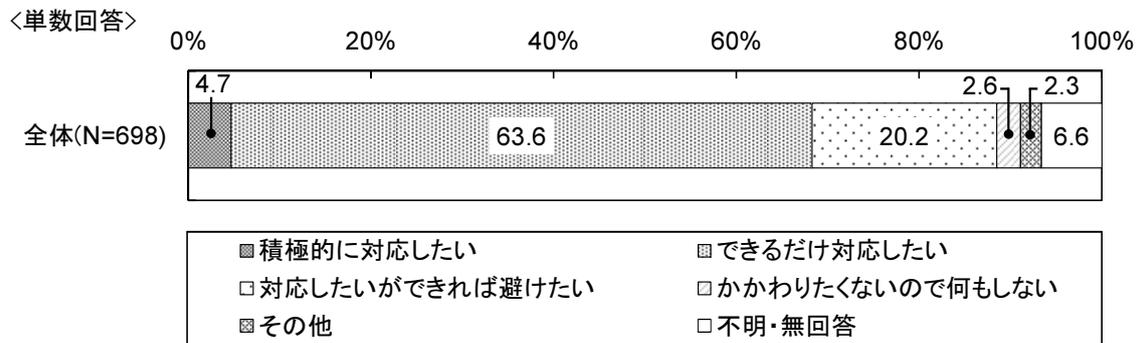
住民意識調査では、「日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、あなた自身はどう対応したいと思いますか」の設問に対し、「積極的に対応したい」が4.7%、「できるだけ対応したい」が63.6%で、両者をあわせ、「対応したい」と考える人が68.3%を占めました。

福祉のあり方として、互助や共助の重要性を大事と思う人たちが、公助や自助を重要視する人たちに比べ、とても高い割合を占めており、地域における助け合い、支え合いによる地域福祉をすすめていくことへの高い期待感がうかがえます。困りごとを抱える人からの助けを求められた時、「対応したい」と考える人が約7割を占める調査結果からも、同様に互助や共助を重要視しながら、地域での福祉活動をすすめていきたいという思いが強い様子が見えられます。

<福祉のあり方はどのようにあるべきかについて>



<困りごとを抱える人から助けを求められた時の対応について>



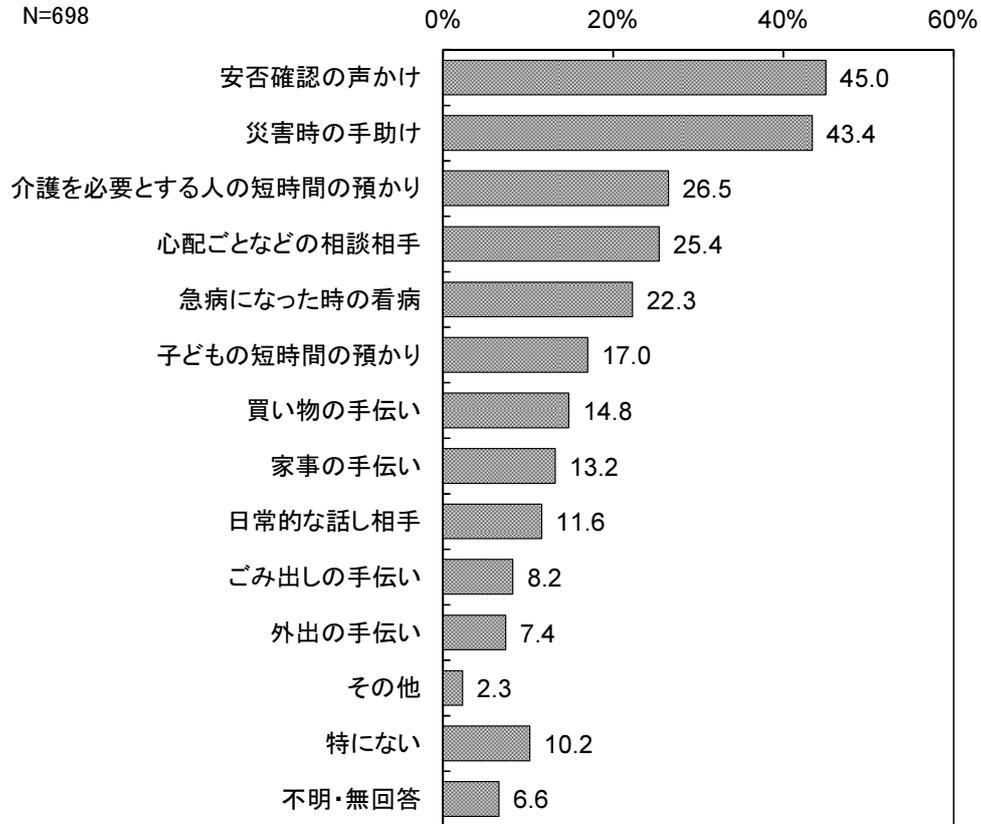
安否確認の声かけは、求めたい支援とできる支援の回答割合がともに高く、地域における福祉活動として期待できるが、介護を必要とする人の短時間の預かりは難しい

住民意識調査では、「あなたやご家族に助けが必要になった時、どのような支援をしてほしいと思いますか」との設問に対し、「安否確認の声かけ」の45.0%が最も高い回答割合となり、「災害時の手助け」の43.4%が続きました。一方、「あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができますか」との設問に対しては、「安否確認の声かけ」の64.6%が最も高い回答でした。自分自身が求めたい支援と、自分自身ができる支援について、「安否確認の声かけ」がともに最も高い回答となりました。安否確認の声かけについては、地域における助け合いや支え合いの具体的な取り組みとして、最も期待できる活動のひとつであるといえます。このことは、「災害時の手助け」や「心配ごとの相談相手」についても同様です。

一方、自分自身が求めたい支援として、「介護を必要とする人の短時間の預かり」の回答割合は26.5%で、比較的高かったのに対し、自分自身ができる支援としての「介護を必要とする人の短時間の預かり」は2.7%で、大変低い回答でした。介護を必要とする人の短時間の預かりについては、住民の活躍に期待する助け合いや支え合いの取り組みとして必ずしも適当ではなく、公的な福祉や介護のサービスが担っていくことが望ましいと思われます。このことは、「急病になった時の看病」についても同様です。

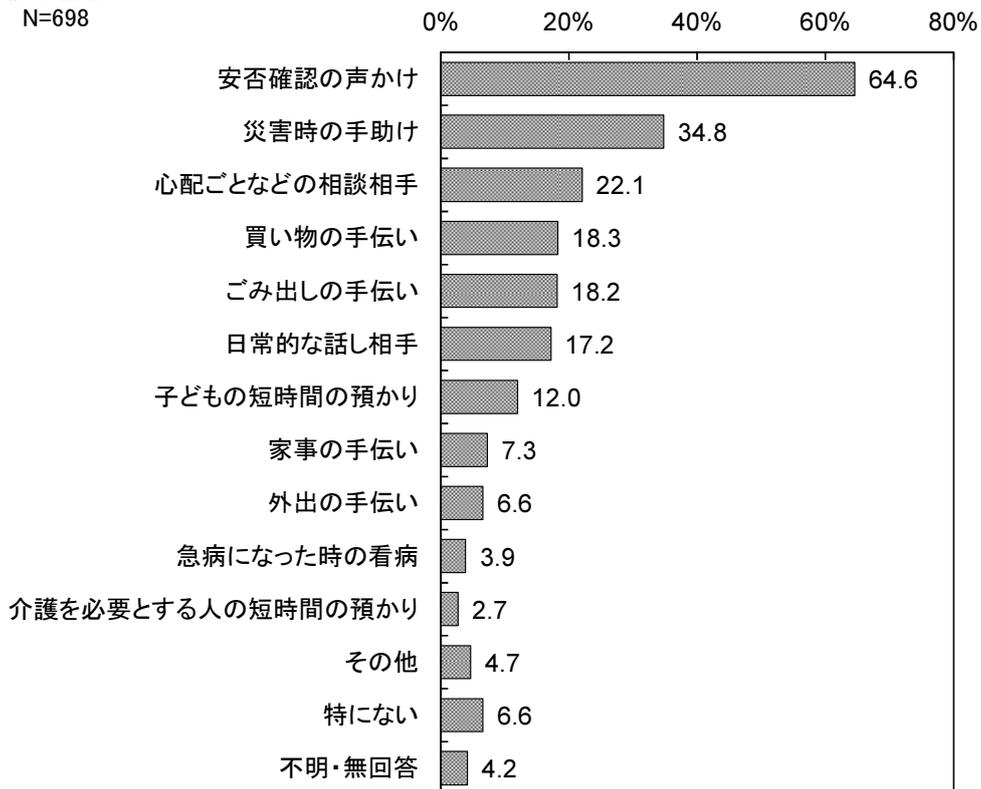
<自分や家族に助けが必要になった時に求めたい支援について>

<複数回答>
N=698



<助けの求めに対して自分自身ができる支援について>

<複数回答>
N=698



地域とのかかわりが希薄になり、孤立しがちな人たちの存在を認識することが大切

分野別課題調査では、高齢者の様子を見て、「ひきこもり傾向が強く、地域等とのかかわりが希薄になっている」といった意見が数多くありました。また、生活困窮者支援分野でも、「地域で孤立してしまっていることが多い」との意見がみられました。地域とのかかわりが希薄になり、孤立がちになってしまっている人たちの存在について、きちんと認識することが大切です。

見守り活動をすすめていくために大切な信頼関係の構築に困難を感じることもある

ワークショップでは、「極端に人とのかかわりを避けている人やかかわりが難しい人がいる」といった意見、具体的には、「見守り訪問で対応に苦慮することがある」や「見守り訪問の時、玄関まで出てきてもらえないことがある」、さらに、「弁当の配付がないとうまく見守り訪問ができないことがある」などの意見もありました。地域社会での孤立を防ぐために見守り活動の重要性が高まっている一方で、このような活動が否定的に捉えられてしまい、相互の信頼関係を築いていくことに困難を感じる場面も、少なからず存在しているようです。

福祉課題に対応していくための地域活動や福祉サービスの開拓が大切

ワークショップでは、「ひとり暮らしの高齢者だけでなく、高齢者夫婦や日中独りになるところの支援も大切」との意見がありました。同様に分野別課題調査でも、「日中独りの状態になる高齢者のことが心配」などの意見がみられました。また、ワークショップでは、「買い物支援を必要とする人たちがこれから増加してくる」との意見がありました。このようなことに関連し、分野別課題調査では、「制度の隙間をうめる町独自のサービス提供を考えていくことが大切」との意見がありました。

住民が抱える福祉課題に的確に対応していくため、新しい福祉活動や福祉サービスを開拓していくことが大切です。



取り組みの方針

地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動をすすめ、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が 取り組むこと	●地域における見守り活動や相談支援活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、お互い様の気持ちを大切にします。
隣近所が協力して 取り組むこと	●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつきあいのなかで支援をしていくために、地域における見守り活動や相談支援活動に協力します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	●行政区（自治会）や老人クラブ、民生委員*・児童委員*や福祉委員*等の連携により、子育て家族やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、障がいのある人等の見守り活動や相談支援活動をすすめます。 ●行政区（自治会）等の小地域において、福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会をつくっていきます。 ●日常生活上の困難を抱え、専門的な支援が必要な人や家族に気がついたときには、行政機関へ連絡します。
事業所等が 取り組むこと	●福祉サービス事業所では、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。 ●買い物支援について、商工会や販売店等の関係者間で検討をすすめ、協力関係を築きながら充実を図ります。 ●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報等、見守り活動に寄与するよう努めます。 ●事業者は、その事業活動で、買い物支援等のサービスを工夫するよう努めます。

<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区（自治会）や老人クラブ、民生委員*・児童委員*や福祉委員*等の連携による子育て家族やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、障がいのある人等の見守り活動や相談支援活動を支援します。 ●福祉委員制度について住民に周知し、活動への理解と協力を求めるとともに、福祉委員活動を支援します。 ●小地域での座談会を定期的を開催し、福祉課題の把握に努めます。 ●公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスの検討、実施に努めるとともに、住民が抱える福祉課題に的確に対応していくため、新しいサービスを関係機関とともに開拓していきます。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報取り扱いについてのルールづくりをすすめます。 ●行政区（自治会）や老人クラブ、民生委員・児童委員や福祉委員等の連携による子育て家族やひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、障がいのある人等の見守り活動や相談支援活動を支援します。 ●行政区（自治会）等の小地域における福祉課題の解決に向けた話し合いの場や機会をつくっていく取り組みを支援します。 ●事業者が、その事業活動を行いながら実施する見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。 ●事業者が実施する買い物支援等のサービスについて、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。

(3) 身近な助け合いをすすめる

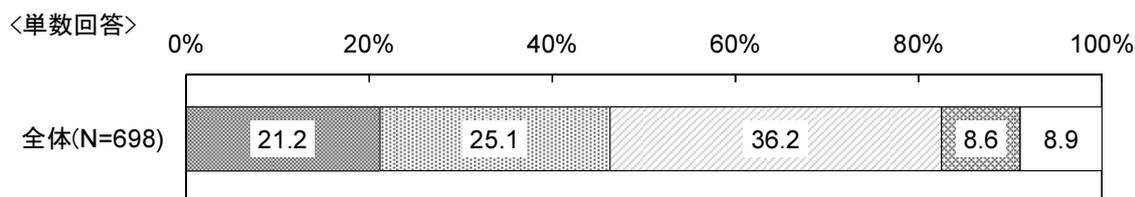
■ 現状と課題 ■

近所づきあいは大切にしていきたいと考えている人たちが大半を占めている

普段の近所づきあいの程度について、住民意識調査では、「困っている時に、相談したり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある」の21.2%、逆に、「つきあいがほとんどない」の8.6%の回答割合に対し、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はない」は36.2%で、最も高くなりました。近所づきあいが希薄とはいええないまでも、深いつきあいがあるともいえない状態にある人たちが、多くの割合を占めている様子がうかがえます。一方、地域での人間関係についての考え方をみると、「地域をよくする活動をみんなで協力し合って行いたい」の19.5%の回答割合に対し、「隣近所の人とはつきあいを大切にしたい」が49.1%で、最も高くなりました。地域での活動に積極的になれなくても、隣近所の人同士のつきあいは大切にしていきたいと考えている人たちが大半を占めている様子がうかがえます。

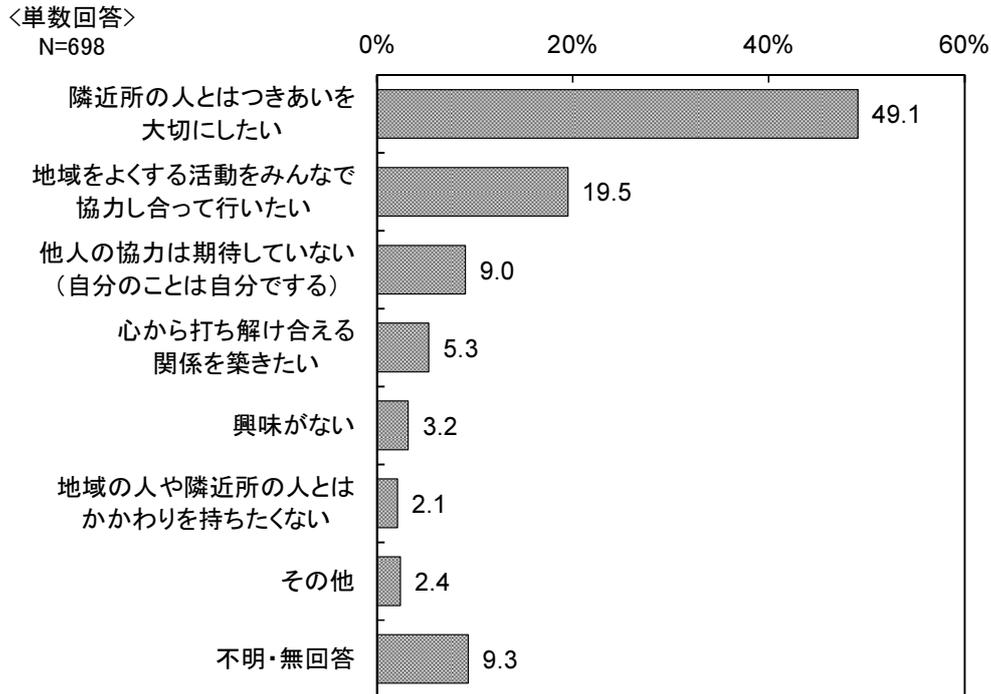
近隣者同士等の身近なつきあいのなかでの互助による助けは、組織的な助け合いや支え合いの活動となる共助よりも、地域で暮らす比較的多くの人たちが期待しているのではないかと思います。

< 普段の近所づきあいの程度について >



- 困っている時(病気、悩み、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくおつきあいしているお宅がある
- たまに立ち話をする程度
- 会えばあいさつはするが、それ以上の話はない
- つきあいがほとんどない
- 不明・無回答

＜地域での人と人のかかわりに関する考えについて＞



近所づきあいが希薄になってきている

ワークショップでは、「近所づきあいが希薄になってきた」、「アパートやマンション住まいの人たちとはつきあいがどうしても希薄になってしまおう」といった意見が多数ありました。また、「転入してきた世帯とのかかわりをなかなか深められないでいる」との意見も多くみられました。同様に、分野別課題調査においても、「転居してきたところとのかかわりが薄い」などの意見が多数ありました。集合住宅に暮らす世帯や転入世帯をはじめ、近隣者同士のつきあいが希薄になってきている様子がうかがえます。このような状況に関連して、ワークショップでは、「子どもたちのことをきちんと叱ってくれる大人がいなくなった」との意見もありました。

ちょっとしたことを抱え込んでしまっていて、互助による助けが求められている

分野別課題調査では、とりわけひとり暮らしの高齢者の様子を見て、「体調不良等の緊急時の対応に不安を感じている」と指摘する意見が数多くありました。また、「家のなかのちょっとしたことができないでいる」といった意見も多くみられました。近所づきあいの希薄化にともない、身近な近隣者同士による助け合いが少なくなり、ちょっとしたことであるにもかかわらず、ひとりでは解消や解決が難しいことについて、抱え込まざるを得ない人が数多く地域で暮らしている様子がうかがえます。近隣者同士等の身近なつきあいのなかでの互助による助けが求められています。

取り組みの方針

隣近所の人たちや地域の人たちとのかかわりを深め、お互いに支え合い助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域社会において孤立することなく、安心で安全な暮らしとなることをめざします。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●ごみ出し等、日常生活のちょっとしたことで、自分や家族だけでは十分にできず困っていることがあったら、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。●地域の活動や行事等に積極的に参加するよう心がけます。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所で互いに協力しながら、見守りを心がけます。●困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。●ごみ出しや、買い物や通院等の外出等、日常生活のちょっとしたことで十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●小地域での座談会等のなかで、地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●集合住宅の入居者同士をはじめ、地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

2 いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止のための支援を強化する

■ 現状と課題 ■

あらゆる可能性を念頭に置き、早期に発見し、迅速に対応していくことが大切

分野別課題調査では、「子どもとのかかわり方に問題あり」や「不適切な養育環境となっていることがある」など、ともすれば虐待が懸念される様子を指摘する意見がありました。また、「生活リズムや生活習慣が不規則になりがち」といった意見とともに、「親の生活スタイルが優先され、その時間が子どもの生活リズムになっている」など、深刻な虐待につながる可能性が高いとされる親の生活スタイル優先の子育て態度に関する意見も多くみられました。さらに、「親の生活態度からの悪影響が懸念される」との意見もありました。

虐待は深刻な人権侵害であり、身体のみならず、心にも大きな傷を残してしまうとの認識のもと、気になる様子がたとえ些細なことであっても、あらゆる可能性を想定しながら早期発見をすすめ、迅速に対応していくことが大切です。そのための取り組みとして、分野別課題調査では、「地域で子育て家族を見守っていくという姿勢が大切」や「日頃からの気軽に声をかけ合える関係づくりが大切」といった意見がありました。また、「家庭内保育の子どもたちへの気配りも大切」といった意見や、高齢者福祉・介護分野からは、「サービスを利用していない人たちへの目配りはより重要」などの意見もありました。

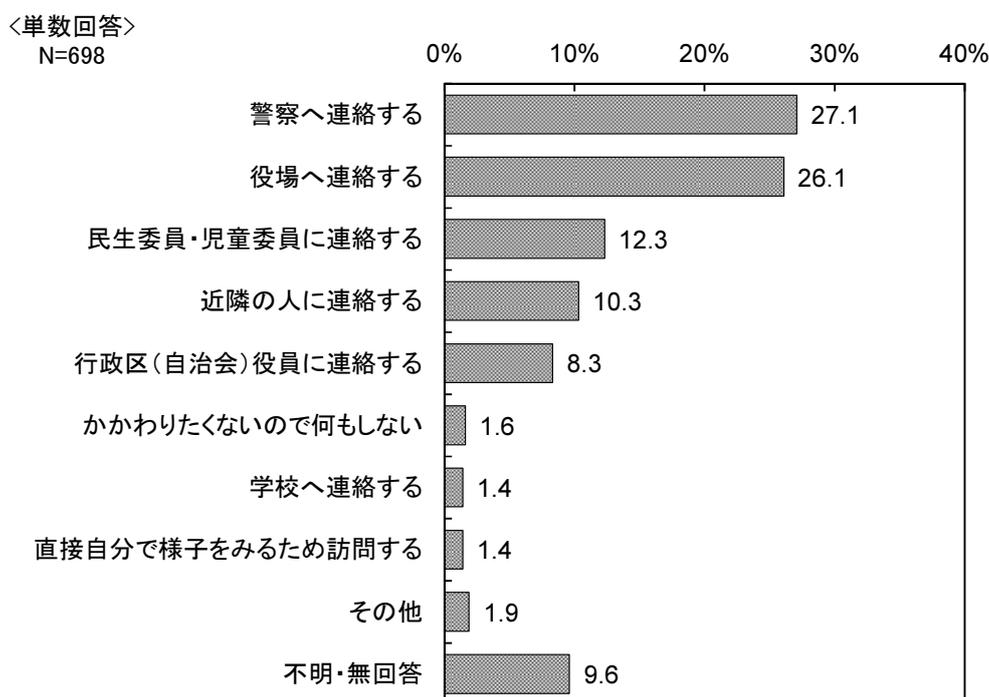
虐待が気になる際の通報先や相談の体制を整え、きちんと周知することが大切

分野別課題調査では、「虐待かも、と気になることがあったら連絡すること、をしっかりと周知していくことが大切」や、高齢者福祉・介護分野からも「速やかな連絡の大切さと連絡方法を知らせていくことが大事」との意見がありました。また、「気軽に相談できる場所や機会を設けていくことが大事」や「虐待に関する相談を丁寧に受け止めていく体制づくりが大切」などを指摘する意見もありました。さらに、「虐待の連絡に対し、速やかに対応していくことが大切」や「関係機関間の連絡連携が大事」といった意見もありました。

住民意識調査では、虐待が発生していると思われた時の対応について、「警察へ連絡する」が27.1%、「役場へ連絡する」が26.1%の回答割合でした。虐待の問題に速やかに対応できる警察や役場等の行政機関への連絡を考えている人たちは約5割でした。虐待が発生していると思われた時の連絡先について、繰り返し周知していくことが求められます。

虐待が気になる際の通報先や相談のための体制について、関係機関と連携を強化しながらしっかり整え、虐待の通報の重要性とともに、通報先や相談先をきちんと周知していくことが大切です。

＜虐待が発生していると思われた時の対応について＞



虐待者に対する支援の取り組みをすすめていくことが大切

分野別課題調査では、「介護者のストレスを軽減する取り組みが大切」といった意見がありました。虐待の被害者の支援と同時に、虐待の加害者についても、丁寧に支援していく取り組みをすすめていくことが大切です。

取り組みの方針

いのちを守る支援を強化するため、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待の早期発見や防止等をすすめる仕組みを整え、安心で安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

■ 具体的な取り組み ■

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。 ●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、町の担当課や児童相談所*、警察へ速やかに連絡します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所で互いに協力しながら、見守りを心がけます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での集まりや地域活動、行事のなかで、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。 ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りをすすめます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題について情報提供の充実を図ります。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待問題に対応する相談や通報窓口の周知と機能充実を図ります。 ●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。 ●地域からの虐待に関する通報に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。 ●虐待の早期発見ときめ細かい対応のため、 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会*等の機能充実を図ります。 ・地域ケア会議*等の機能充実を図ります。 ・自立支援協議会*等の機能充実を図ります。 ●虐待の被害にあった高齢者や障がいのある人を一時的に保護する施設について、いつでも対応できるよう確保に努めます。 ●虐待の被害にあった人を保護した後、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。 ●虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。

(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる

■ 現状と課題 ■

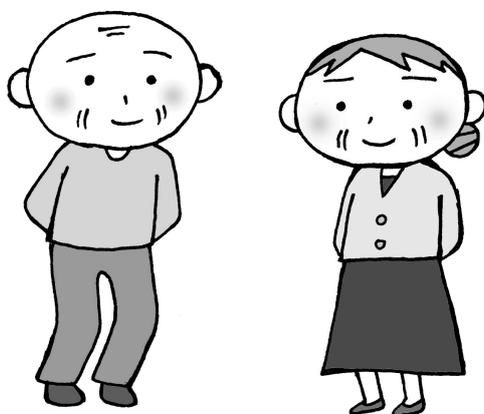
地域の人たちの理解と協力による取り組みが、認知症*高齢者等の行方不明事故防止のために大切

分野別課題調査では、認知症高齢者等の行方不明事故を防止していくために、「地域の人たちの気づきによる声かけや通報が大切」や「町ぐるみで対応していくことが大切」といった意見が数多くありました。また、「地域住民や事業者の理解と協力による声かけや通報のシステムづくりが大切」や「捜してメール配信システムの活用をすすめていくことが大切」などの意見がみられました。さらにそれらの取り組みをすすめていくためには、「普段からのかわりが大切」との意見がありました。

地域の人たちの理解と協力による取り組みが、認知症高齢者等の行方不明事故防止のために大切です。

取り組みの方針

いのちを守る支援を強化するため、認知症高齢者等の行方不明等の事故防止をすすめ、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。



■ 具体的な取り組み ■

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症*高齢者等の徘徊や行方不明事故等の問題についての理解を深めます。 ● 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。 ● 認知症の家族に関する情報について、人権を尊重しながら、命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。 ● 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク*に協力します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症を抱える人のことについて、隣近所の人たちの間で理解し、情報を共有します。 ● 隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所で互いに協力しながら、見守りを心がけます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での集まりや地域活動、行事等のなかで、介護や認知症について学ぶ機会をつくります。 ● 認知症サポーター養成講座*開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。 ● 徘徊している認知症高齢者等への声かけや発見した時の情報伝達等、実際の場面を想定した対応等の勉強会等を実施します。 ● 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークに協力します。
<p>事業所等が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険*事業者は、認知症サポーター養成講座にキャラバンメイト*として参加するなど、地域における認知症に関する啓発活動へ積極的に協力します。 ● 事業所では、認知症サポーター養成講座等の開催を町へ依頼し、認知症や認知症の人に対する理解を深めます。 ● 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークに協力します。 ● 事業者は、配達等の外回りの業務時に行動が気にかかる高齢者等に気がついたときには、警察や役場等に通報するよう努めます。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催を行います。 ● 徘徊している認知症高齢者等への声かけや発見した時の情報伝達等、実際の場面を想定した対応等の模擬訓練等を、地域と協力しながら実施します。 ● 認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワークについて、周知に努めるとともに、その充実を図ります。 ● GPS*機能の活用等、情報伝達機器等の有効性や煩雑さ等を確認しながら、その利用にあたっての助成について検討をすすめます。

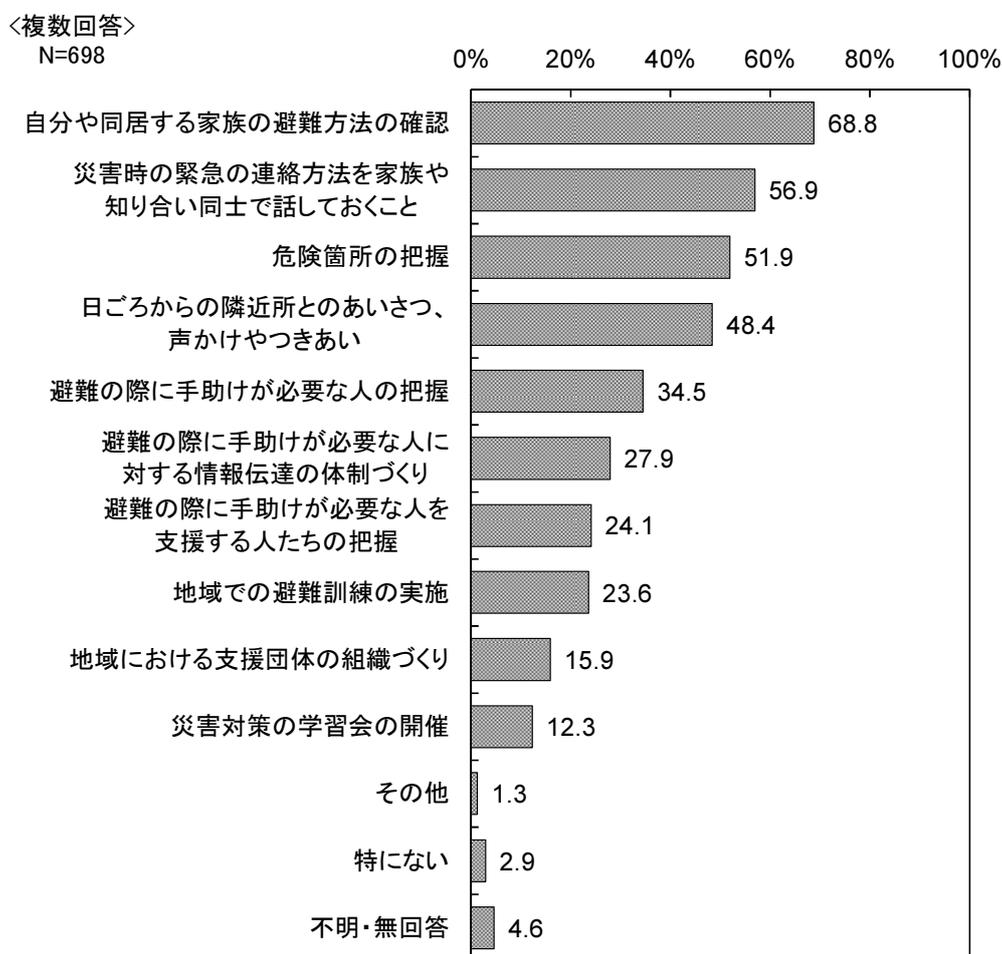
(3) 災害時の避難に備える

■ 現状と課題 ■

災害発生時の備えとして、避難方法を確認しておくことを挙げる人が多い

住民意識調査では、災害発生時の備えとして重要なことについて、「自分や同居する家族の避難方法の確認」の回答割合が68.8%で最も高く、次いで「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」の56.9%、「危険箇所の把握」の51.9%が続きました。また、分野別課題調査でも、「避難場所や避難経路のことなど、災害時の対応方法の丁寧な周知が大切」との意見がありました。

＜災害発生時の備えとして重要なことについて＞



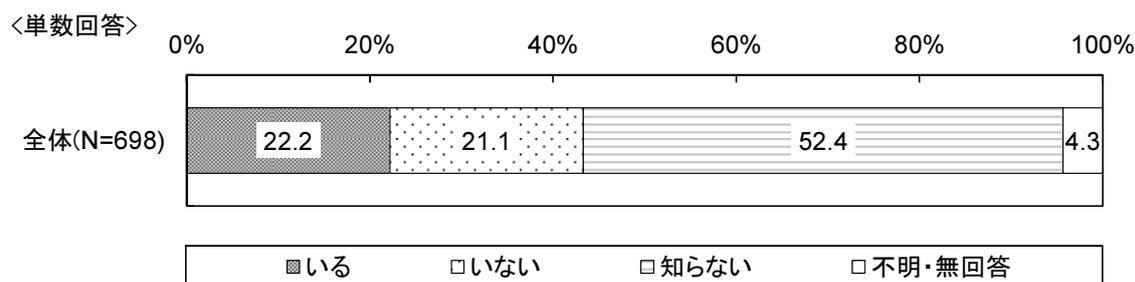
要支援者の把握と情報共有、支援の役割分担の明確化や避難訓練の実施が大切

分野別課題調査では、災害発生時の避難行動を円滑にすすめるため、「普段からのかかわりが大切」と指摘する意見が多数みられました。その一方で、住民意識調査では、ひとり暮らし高齢者等、災害発生時に気になる人に対する関心度についての設問に対し、「知らない」の回答割合が最も高く、52.4%を占めました。いわゆる災害弱者の存在についての関心度が低い様子がうかがえます。

また、分野別課題調査では、「災害時の役割分担を明らかにしておくことが大切」や「避難場所や避難経路の周知と避難訓練を実施していくことが大切」といった意見が数多くみられました。

災害発生時の避難行動を円滑にすすめるためには、避難行動の支援が必要となる人たちのことに関心を持ち、その実態等をきちんと把握し、得られた情報を地域で共有しておくこととともに、支援の役割分担の明確化や、それに基づく避難訓練等に取り組んでいくことが大切です。

＜災害発生時に気になる人に対する関心度について＞



取り組みの方針

大切ないのちを守るため、災害発生時の避難行動に、支援が必要な人が円滑に避難できるような体制づくりに取り組みます。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が
取り組むこと

- 災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所等を確認しておきます。
- 町が実施する避難行動要支援者*の個別避難計画の作成や活用等に関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。
- 地域での防災や減災に関する取り組みに積極的に参加します。

隣近所が協力して
取り組むこと

- 災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

■ 具体的な取り組み ■

地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●防災や減災のための学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。●自主防災組織*活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。●災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。●災害発生時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●災害発生時、避難行動の支援を必要とする人についての情報を共有し、その適切な利用と管理を行います。●災害発生時に活躍できる災害ボランティアを育成します。●災害ボランティアセンター*運営についてのマニュアルを整備し、同センターの設置に向けた訓練を行います。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●避難場所や避難経路等について周知します。●自主防災組織活動の充実を図るため、自主防災訓練等への支援を行います。●住民の防災意識が高まるよう、広報紙や講座等を通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。●避難行動要支援者の個別避難計画の作成や活用等についての理解と協力を求める取り組みをすすめます。●災害発生時に必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練等を行います。

第3節 みんなが気軽に参加できる環境づくり

1 学ぶ機会の充実

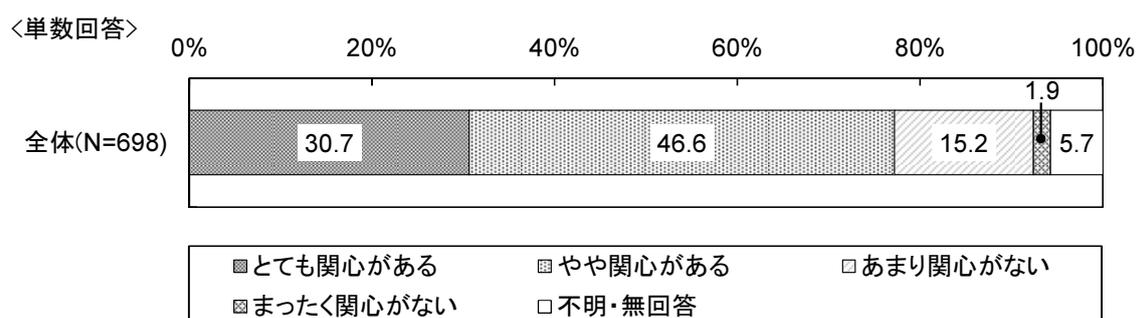
(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

■ 現状と課題 ■

福祉への関心度が高い

住民意識調査では、福祉への関心度について、「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせ「関心がある」とした回答割合が77.3%を占めました。福祉に対する関心の高さがうかがえます。

<福祉への関心度について>



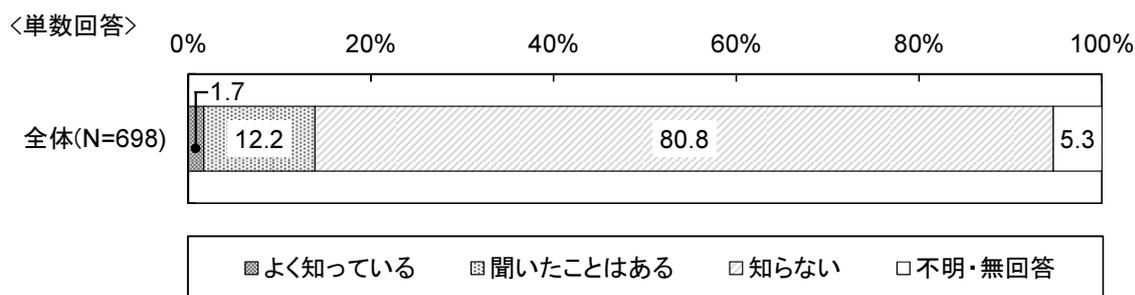
支援が必要な人たちに対する関心を高め、理解を深めていくことが大切

住民意識調査では、「必要な支援を受けることができず、地域から孤立し、生活上の諸課題を抱えている人たちが、あなたの暮らす地域にいるかどうかを知っていますか」の設問に対し、「知らない」の回答割合が最も高く、80.8%を占めました。支援を必要とする人たちに対する低い関心度の様子がうかがえます。

分野別課題調査では、「障がいに対する地域での理解や認知度が低い。学ぶ場の充実が大事」との意見がありました。また、生活困窮者支援分野からも「孤立しがちな状況におかれてしまうことが多いため、理解を深めていくことが大切」などの意見がありました。

誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざすためには、支援が必要な人たちに対する関心度を高めるとともに、認知度を高め、理解を深めていくことも大切です。分野別課題調査の障がい福祉分野からは、「周囲の偏見や理解不足から、家族のことをオープンにできないところがある」と指摘する意見もみられました。

＜支援を必要とする人たちに対する関心度について＞

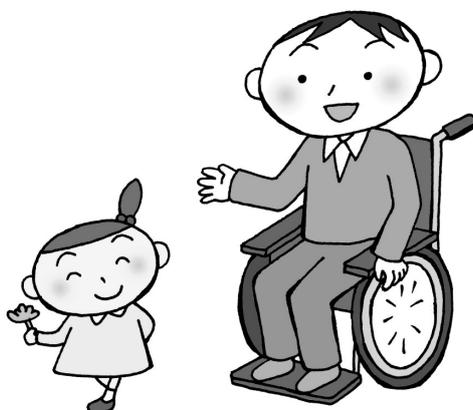


取り組みの方針

性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差等に関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりや福祉教育の充実を図ります。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●人権や福祉について理解を深めます。●人権教育や福祉教育に関する学習会等へ積極的に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の資源や人材を活かしながら、人権教育や福祉教育に関する学習会等を開催し、かつ、その継続に努めます。●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するとともに、託児等誰もが参加しやすい環境づくりをすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉教育をすすめるため、児童や生徒を対象とした、福祉に関する学習支援の充実を図ります。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●人権や福祉をテーマとした講演会や講座等を開催します。●各課係等で開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会等について、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するとともに、託児等誰もが参加しやすい環境づくりをすすめます。



(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

■ 現状と課題 ■

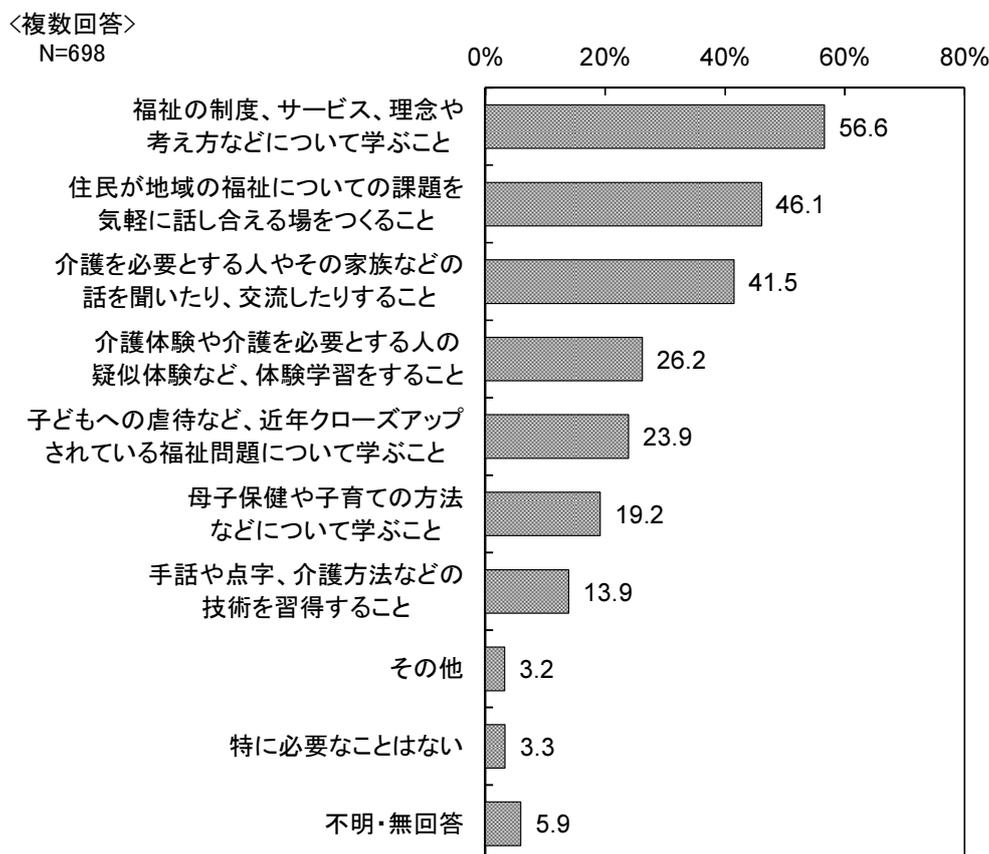
福祉の制度やサービスとともに、身近な生活上の福祉課題等を学ぶことが大切

住民意識調査では、福祉に関する理解を深めるために必要な機会について、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」の回答割合が最も高く、56.6%を占めました。

一方、分野別課題調査の児童福祉・子育て支援分野からは、「子どもや子育てのことを学べる場があったら」などの意見とともに、「基本的な生活習慣が身についていない」や「わがままな子、がまんができない子、キってしまう子が増えてきた」、「外遊びの機会が減少し、テレビやスマホに委ねすぎた子育ての影響が気になる」など、子どもの成長や子育てのことについて、しっかりと学びの大切さを訴える意見が数多くみられました。さらに、分野別課題調査では、「認知症*についての理解を深める機会が大切」との意見や、虐待問題に関連して、「虐待問題について理解を深めていくことが大切」や「障がいについての理解を深めることが、虐待を防止していくために大切なこと」といった意見がありました。

福祉の制度やサービスとともに、知る機会が少ない身近な生活上の福祉課題等を学んでいくことが大切です。

＜福祉について理解を深めるために必要な機会について＞



取り組みの方針

子育て不安の解消や認知症*の理解、障がいや障がいのある人の理解、虐待問題についての対応等、知る機会が少ない身近な生活上の福祉課題等を学ぶ場や機会の充実を図ります。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●支援が必要な人や家族が抱える課題について理解を深めます。●身近な生活上の福祉課題に関する学習会等へ積極的に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の資源や人材を活かしながら、身近な生活上の福祉課題に関する学習会等を開催し、かつ、その継続に努めます。●認知症サポーター養成講座*開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。●地域活動のなかで、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。●保育所や幼稚園、小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、身近な福祉の課題に関して学ぶ機会をつくります。●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するとともに、託児等誰もが参加しやすい環境づくりをすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●身近な生活上の福祉課題をテーマとした学習会等を開催します。●講習会、疑似体験学習等を企画し、高齢者や障がいのある人に対する理解を深める機会を設けます。●子育て不安の解消等をテーマとした学習会等を開催し、かつその継続に努めます。

■ 具体的な取り組み ■

行政が
取り組むこと

- 多くの住民が興味関心を持つ福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座等を実施し、身近な生活上の福祉課題等についての理解を深める取り組みをすすめます。
- 地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座*の開催を行います。
- 子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶための機会を設けます。
- 各課係等で開催を予定している福祉課題等をテーマにした講演会等について、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。
- 学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するとともに、託児等誰もが参加しやすい環境づくりをすすめます。

2 地域での参加機会の充実

(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る

■ 現状と課題 ■

参加しやすいゆうゆうサロン*になるような内容の工夫とボランティア確保が大切

ワークショップでは、「ゆうゆうサロンの参加者がなかなか増えない」、「男性の参加者がゆうゆうサロンでは少ない」など、参加者が少ないといった意見や、「ゆうゆうサロンのなかでの人間関係が難しい」など、参加者同士の関係性に関して戸惑いを感じることもあるといった意見とともに、「ゆうゆうサロンのボランティアの負担が大きい。大変な思いをしている様子」や「ボランティアの支援と確保が大切」などのように、ゆうゆうサロンを支えているボランティアの人たちに関する課題を指摘する意見が数多くありました。

ゆうゆうサロンについては、誰もが参加しやすいサロン*になるよう内容を工夫するとともに、その運営についても工夫し、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めていくことが大切です。

孤立しがちな人たちの社会参加を促す場や機会の充実を図っていくことが大切

分野別課題調査では、「先輩ママ等からの子育ての知恵を得られないでいる」や「子育てサロン*の充実を」といった多くの意見がありました。子育て中の親子等が、身近な地域で子育てサロンのようなところに気軽に集い、先輩ママを含め同じような経験をしている人たちと語り合える場が求められているようです。同様に、高齢者福祉・介護分野からは、「生きがいを感じられる機会の充実を図っていくことが大切」や「生活のハリを見出せないでいる人が多い」などの意見が、生活困窮者支援分野からは、「社会的に孤立してしまっていることがある」といった意見がありました。さらに、この調査では、「交流の機会を充実させていくことが大切」と指摘する意見も多数みられました。

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すための場や機会の充実を図っていくことが大切です。

取り組みの方針

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。●自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。●地域で取り組むサロン*等に参加するよう心がけます。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●公民館等を活用した身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。●地域で取り組むサロン等への参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすいサロンになるよう内容を工夫します。●サロンの運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。●子育て家族と高齢者等、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。●高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場をつくり、充実を図ります。

■ 具体的な取り組み ■

社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て家族の保護者等が、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ●高齢者もしくは障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる機会をつくり、充実を図ります。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ゆうゆうサロン*等、地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。 ●家族介護者等が、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ●地域活動支援センター*等において、障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。 ●かすやこども館を子育て家族の地域における交流の場の拠点とするとともに、各地域で開催される親子サロン*の支援を行います。 ●社会参加を促すための交流の場や機会となるよう、福祉センターや生涯学習センター等でのサークル活動や学習会等の充実を図ります。

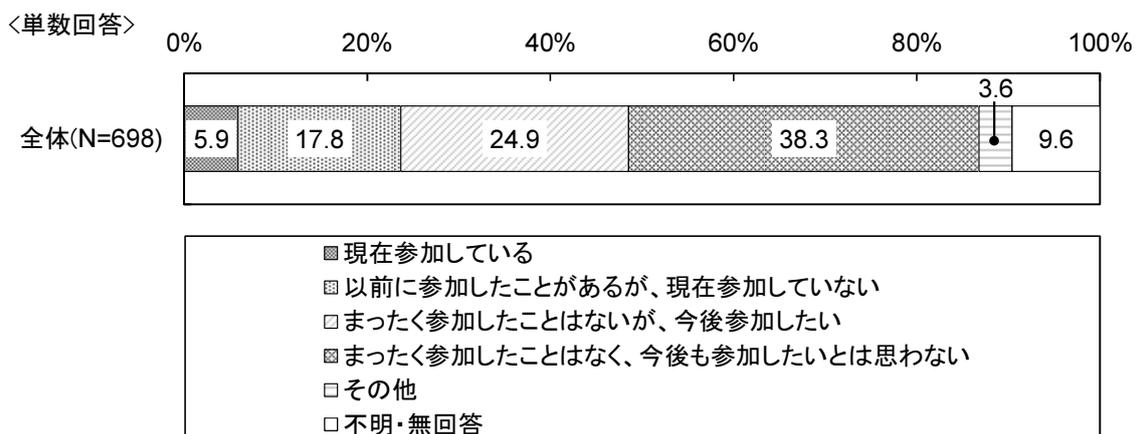
(2) ボランティア活動の活性化を図る

■ 現状と課題 ■

ボランティア活動への参加を促すための取り組みをすすめていくことが大切

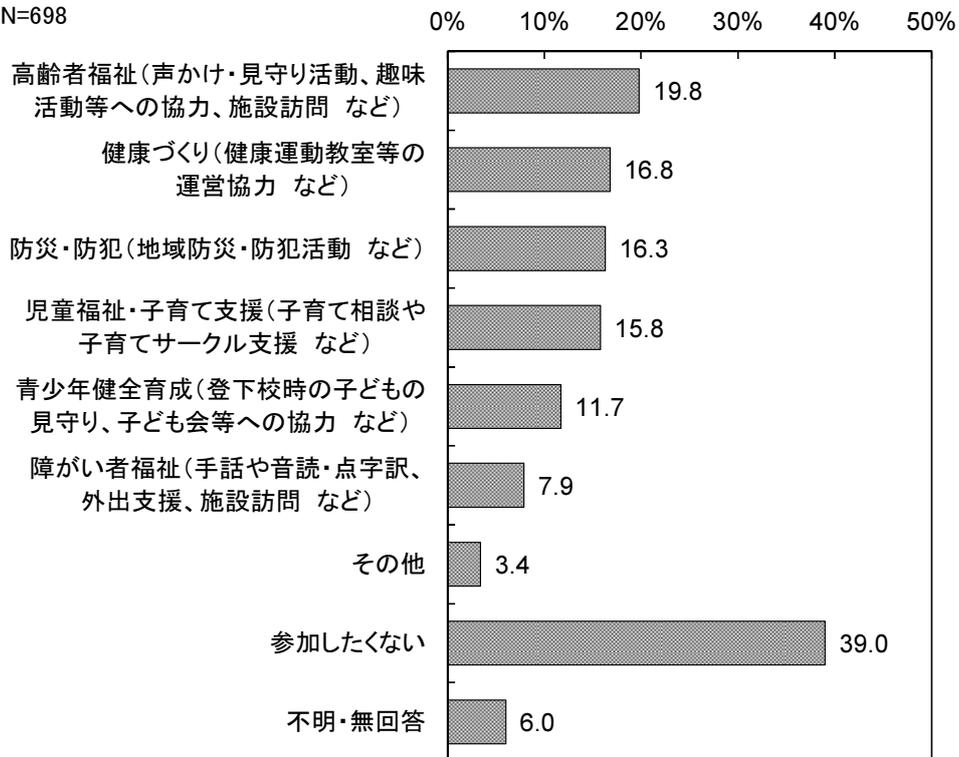
住民意識調査では、ボランティア活動への参加の有無について、「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の回答割合が最も高く、38.3%を占めました。また、「現在参加している」の回答は低く、5.9%でした。さらに、今後参加したいと考えるボランティア活動について尋ねたところ、「参加したくない」の回答が最も高くなり、39.0%を占めました。ボランティア活動への参加を促す取り組みの充実を図っていくことが大切です。

<ボランティア活動への参加の有無について>



＜今後参加したいボランティア活動について＞

＜複数回答＞
N=698



取り組みの方針

住民参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が
取り組むこと

- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- 社会福祉協議会等で開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。
- 趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。
- ボランティアができなくても、その活動に対し協力・支援をします。

■ 具体的な取り組み ■

地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。●団塊の世代や高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。●ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みをすすめます。●地域での講演会等の活動において、ボランティア団体の派遣が要請された場合には、積極的に応じるとともに、地域活動の充実のため、ボランティア団体の活用を積極的にすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●町内で活動するボランティア団体について周知するとともに、ボランティア活動の楽しさを伝える取り組みをすすめます。●ボランティア活動の実践への支援を行います。●ボランティア団体との交流を図り、情報交換を行います。●ボランティア活動に関する催しを企画し、その周知と参加を呼びかけます。●ボランティア情報の収集と発信とともに、ボランティア活動をした人々と求める人をつなぐ連絡・調整機能について、両者のニーズを的確に把握し、信頼関係を深めながら、さらなる充実を図ります。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動に関するさまざまな情報を発信する、かすやボランティアセンター*の機能充実を図ります。●ボランティア育成のための支援を行います。●ボランティアに関する窓口を一本化し、誰もが利用しやすいかすやボランティアセンターづくりに努めます。●ボランティア活動の拠点となる施設の整備に努めます。●町内で活躍するボランティア団体の活動を支援し、活動の充実を図ります。

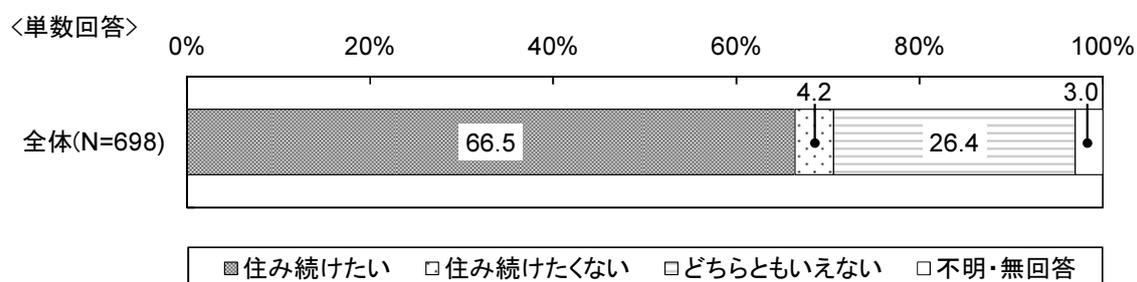
(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

■ 現状と課題 ■

粕屋町には、この土地に愛着を感じる多くの人たちが暮らしている

住民意識調査では、これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思うかと尋ねたところ、「住み続けたくない」との回答がわずか 4.2%であったのに対し、「住み続けたい」が 66.5%を占めました。粕屋町には、この土地に愛着を感じている多くの人たちが暮らしている様子がうかがえます。

〈これからも住み続けたいと思うかについて〉

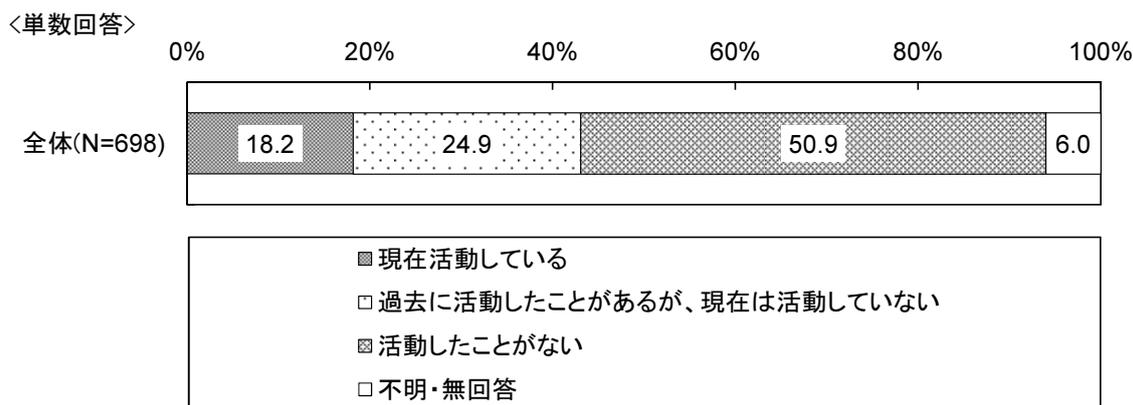


地域活動に参加していきたいと考える人たちは限られている

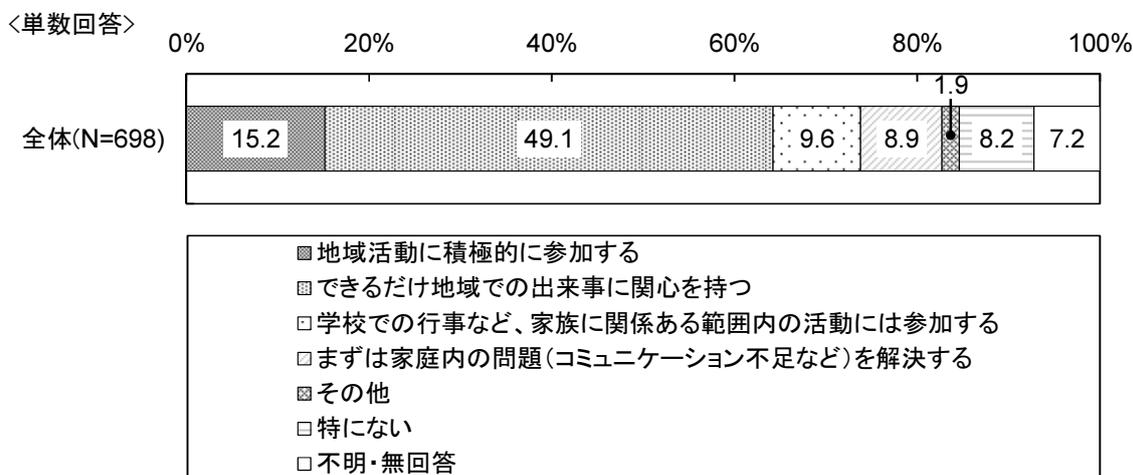
住民意識調査では、行政区（自治会）や子ども会、老人クラブ等の地域活動への参加の有無について、「現在活動している」の回答が18.2%であったのに対し、「活動したことがない」と回答した人が最も高く、50.9%を占めました。また、安心できる地域生活のために自分自身ができることについて尋ねたところ、「地域活動に積極的に参加する」への回答は15.2%で、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」と回答した人が最も高く、49.1%を占めました。ワークショップにおいても、「地域の団体への加入が減少している。役をやりたいくないことが一因」や「子ども会に入らず、地域とのつながりが持てないでいる」など、地域活動への参加が減少している様子についてのたくさんの意見がありました。また、「組合に入らなかったり、抜けていく世帯もある」といった組合（自治会）未加入世帯に関する課題を指摘する意見も多くみられました。

地域の出来事には関心を持つよう努めるけれども、地域活動についても積極的に参加していきたい、と考える人たちは限られている様子がうかがえます。

＜地域活動への参加の有無について＞



＜安心できる地域生活のために自分自身ができることについて＞



社会参加の機会としての地域での活動や行事に誰もが参加できるような工夫が大切

ワークショップでは、「地域での活動や行事に参加することで知り合えるけど、参加する人が限られている」といった意見が数多くありました。また、分野別課題調査でも、「地域とのかかわりをもてている子育て家族と、そうではないところがある」、「地域とのかかわりを促進するような機会があるといいのだけど」などを指摘する意見がみられました。さらに、ワークショップでは、「地域活動の活発化のためには組織団体間の連携が大切」との意見もありました。地域活動の活性化を図っていくとともに、地域での活動や行事については、社会参加の機会としても大切であることから、誰もが気軽に参加することができるよう工夫していくことも大切です。

取り組みの方針

社会参加の機会として、行政区（自治会）や地域の各種団体等が連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、誰もが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

■ 具体的な取り組み ■

自分や家族が
取り組むこと

- 行政区（自治会）や老人クラブ、婦人会、子ども会等の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
- 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
- 子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。

■ 具体的な取り組み ■

地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域や行政区（自治会）で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブ等の各種団体の意義について周知し、参加を促します。●地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいのあるなしに関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。●誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。●子どもを中心とした活動や行事を企画し、子育て世代の地域活動への関わりを促します。●転入してきた世帯に対して地域の活動や行事等を説明し、地域への関心を高めます。●地域の行事等を通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。●地域活動の拠点となる公民館について、バリアフリー化に向けた改修等の検討をすすめます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修等の充実を図ります。●地域や行政区（自治会）で行われている活動や行事について広く紹介します。●地域住民と、行政区（自治会）や各種団体等が連携した活動を支援します。●地域活動の推進のため、福祉センター等を広く開放します。●行政区（自治会）加入の促進、もしくは加入の継続を求めるための取り組みの充実を図ります。

第5章 社会福祉協議会の取り組み

第1節 取り組みの体系

1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報体制の充実と情報共有化の促進【福祉サービスの情報提供】 ● 地域座談会の充実【福祉サービスの情報提供】 ● 福祉総合相談の実施・連携【福祉サービスの情報提供】 ● ひとり暮らし高齢者等見守り・相談活動の推進【福祉サービスの情報提供】 ● 生活福祉資金貸付事業*【福祉サービスの情報提供】 ● 日常生活自立支援事業*【福祉サービス情報提供】
		(2) 情報の交換や共有をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報体制の充実と情報共有化の促進【小地域福祉活動等の情報提供】 ● 民生委員*・児童委員*との連携強化 ● 他の福祉サービス事業所との連携【情報共有】 ● 行政機関との連携強化
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉総合相談の実施・連携 ● ひとり暮らし高齢者等見守り・相談活動の推進【相談支援】 ● 心配ごと相談の開設 ● 生活福祉資金貸付事業【相談支援】 ● 日常生活自立支援事業【相談支援】
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉研修会の充実 ● 福祉委員*研修会の充実

2 安心して安全な暮らしを支える基盤づくり

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
安心して安全な暮らしを支える基盤づくり	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護支援*の充実 ● 障がい児放課後等対策事業の充実 ● ふれあいバス（町内巡回バス）の運行管理 ● 外出支援の充実（車椅子の無料貸出） ● 生活福祉資金貸付事業* ● 苦情相談窓口の設置 ● 第三者委員の設置 ● 日常生活自立支援事業*
		(2) 地域における福祉活動の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域見守りネットワークの充実と支え合う体制づくりの推進 ● ひとり暮らし高齢者等見守り・相談活動の推進 ● 粕屋町サポーター制度の運営 ● 福祉委員*の活動支援 ● 地域座談会の充実 ● 他の福祉サービス事業所との連携 ● 各種福祉団体の基盤整備 ● 各福祉関係団体への活動の場の提供 ● 地域青少年の育成支援 ● 幼稚園等の世代間交流の充実
	2 いのちを守る支援の充実	(1) 虐待防止のための支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待問題に関する啓発 ● 子育て支援事業【情報誌の発行】
		(2) 災害時の避難に備える	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域見守りネットワークの充実と支え合う体制づくりの推進【対象者の把握】 ● 災害ボランティア講座の開催 ● 災害ボランティアセンター*の設置体制整備 ● 近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進

3 みんなが気軽に参加できる環境づくり

基本 目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
みんなが気軽に参加できる環境づくり	1 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 戦没者追悼合同慰霊祭の開催 ● 福祉協力校の活動援助 ● 総合学習の支援
		(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障がい研修の充実 ● 擬似体験用具の貸出 ● 児童・生徒対象の福祉体験学習の推進 ● 子育て支援事業【出前講座特別篇】
	2 地域での参加機会の充実	(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 小地域見守りネットワークの充実と支え合う体制づくりの推進【高齢者の見守り】 ● 子育て応援サロン*（療育児・親子サロン）の推進 ● 子育て支援事業【出前講座】 ● 知的障がい者（児）・発達障がい者（児）親子交流事業 ● 身体障がい者生き甲斐対策支援通所事業 ● 各種大会、軽運動・趣味の教室への参加促進 ● 福祉センターの運営
		(2) ボランティア活動の活性化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報体制の充実と情報共有化の促進【ボランティア情報の提供】 ● ボランティア活動保険への加入手続き ● 学生ボランティアの育成推進 ● 献血運動の推進 ● ボランティア連絡協議会の活動支援 ● ボランティアセンター*の管理運営

4 社会福祉協議会の基盤強化

基本 目標	取り組み	事業・活動
社会福祉協議会の基盤強化	(1) 役員・評議員等の活動充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 役員活動の充実 ● 評議員活動の充実 ● 部会・委員会活動の充実 ● 法令順守の徹底
	(2) 法人の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> ● 公認会計士との顧問契約 ● 社会保険労務士との顧問契約
	(3) 職員体制と職員育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員育成研修の充実 ● 適正人員の確保
	(4) 財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 賛助会員の検討 ● 赤い羽根共同募金活動の推進 ● 公益事業の実施の検討 ● 補助金の確保 ● 基金等の積立・運用

第2節 具体的な事業・活動内容

1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

(1) 情報提供の充実

■ 福祉サービス情報をわかりやすく伝える

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
広報体制の充実と情報共有化の促進【福祉サービスの情報提供】	「社協だより」では、多くの住民に読んでもらえるような紙面づくりや、高齢者や障がいのある人等に配慮した文字や文章等の工夫に努め、子育て情報誌「かすやキッズネット」でも紙面づくりを工夫し、ともに福祉サービスの情報を広く、わかりやすく掲載しながら、住民と情報を共有していきます。ホームページは随時更新を行い、社協の事業活動等最新の情報を掲載し、住民と情報を共有していきます。また、高齢者や障がいのある人等に配慮したページの工夫に努めます。	○			継続	—
地域座談会の充実【福祉サービスの情報提供】	地域座談会（「取り組み：地域における福祉活動の充実を図る」を参照）のなかで、福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。	○			継続	区役員 民生委員*・児童委員* 福祉委員* ボランティア等
福祉総合相談の実施・連携【福祉サービスの情報提供】	福祉総合相談（「取り組み：相談機能を強化する」を参照）のなかで、相談者である町民や団体に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。	○			継続	関係機関
ひとり暮らし高齢者等見守り・相談活動の推進【福祉サービスの情報提供】	ひとり暮らし高齢者等見守り・相談活動（「取り組み：地域における福祉活動の充実を図る」を参照）のなかで、対象者に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。	○			継続	民生委員・児童委員 福祉委員 ボラ連 婦人会 食進会

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
生活福祉資金貸付事業*【福祉サービスの情報提供】	生活福祉資金貸付事業（「取り組み：地域での福祉サービスの充実」を参照）のなかで、相談者や対象者に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。			○	継続	民生委員*・児童委員* 暮らしの困りごと相談所 各関係機関
日常生活自立支援事業*【福祉サービスの情報提供】	日常生活自立支援事業（「取り組み：地域での福祉サービスの充実」を参照）のなかで、相談者や対象者に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。			○	継続	県社協

■ 情報の交換や共有をすすめる

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
広報体制の充実と情報共有化の促進【小地域福祉活動等の情報提供】	「社協だより」やホームページのなかで、小地域福祉活動等についての情報を広く、わかりやすく掲載しながら、住民と情報を共有していくとともに、各地区の小地域福祉活動を集約し、事例集等に取りまとめながら、情報提供の充実を図ります。	○			継続	—
民生委員・児童委員との連携強化	定例民生児童委員協議会に参加し、情報交換や意見交換を行いながら、地域における福祉課題等を把握し、情報を共有していきます。	○			継続	民生委員・児童委員
他の福祉サービス事業所との連携【情報共有】	他の福祉サービス事業所との連携（「取り組み：地域における福祉活動の充実を図る」を参照）のなかで、地域における福祉課題等を把握し、情報を共有していきます。	○			平成 29年度	関係機関
行政機関との連携強化	さまざまな福祉ニーズに対応できるように行政機関との情報を共有していきます。	○			継続	行政

(2) 相談支援の充実

■ 相談機能を強化する

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
福祉総合相談 の実施・連携	専門機関や関係機関との連携を深めながら、社協が適切な連絡・調整機能を果たすことで、福祉課題の解決をめざしていく福祉総合相談を実施します。	○			継続	各関係機関
ひとり暮らし 高齢者等見守 り・相談活動 の推進【相談 支援】	ひとり暮らし高齢者等見守り・相談活動(「取り組み：地域における福祉活動の充実を図る」を参照)のなかで、対象者に対し、必要に応じて、適切な福祉サービスの利用につながるよう相談支援を行います。	○			継続	民生委員*・児童委員* 福祉委員* ボラ連
心配ごと相談 の開設	日常生活の悩みや心配ごとに応じ、適切な助言や援助を行うため「心配ごと相談所」を開設し、無料弁護士相談を行います。		○		継続	民生委員・児童委員 弁護士
生活福祉資金 貸付事業*【相 談支援】	生活福祉資金貸付事業(「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照)の利用契約時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じていきます。			○	継続	民生委員・児童委員 暮らしの困りごと相談所 各関係機関
日常生活自立 支援事業*【相 談支援】	日常生活自立支援事業(「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照)の利用契約時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、家庭訪問等による相談も行っています。	○			継続	県社協

■ 身近で気軽な相談支援をすすめる

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
福祉研修会の 充実	区長、民生委員*・児童委員*、福祉委員*、社協役員等の福祉に関する意識向上のために研修会を行うことで、地域において相談支援に携わる人たちが、身近な相談相手となるように能力向上を図ります。	○			継続	区長 民生委員・児童委員 福祉委員等
福祉委員研修 会の充実	福祉委員に対する小地域福祉活動等に関する理解を深めるために研修会を行うことで、福祉委員が身近な相談相手となるように能力向上を図ります。	○			継続	福祉委員

2 安心して安全な暮らしを支える基盤づくり

(1) 地域での福祉サービスの充実

■ 福祉サービスの量や質の充実を図る

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
居 宅 介 護 支 援*の充実	介護保険*法に基づく居宅介護支援*事業を 実施します。	○			継続	—
障 がい 児 放 課 後 等 対 策 事業の充実	障がいのある子どもの学童保育*、およびそ の家族の一時的な休息を目的に、障がい児放 課後等対策事業を実施します。			○	継続	介護福祉課
ふれあいバス (町内巡回バ ス)の運行管理	福祉センターを拠点として町有施設への交 通手段を確保するため、ふれあいバスの運行 管理を行います。			○	継続	介護福祉課
外出支援の充 実(車椅子の 無料貸出)	高齢者等の外出支援の充実を図るため、一時 的に車椅子が必要な人に対し、車椅子の無料 貸し出しを行います。	○			継続	—
生活福祉資金 貸付事業*	福岡県社協が実施している貸付制度の窓口 業務を行い、低所得世帯、障がい者世帯、ま た、失業等によって生活の維持が困難となっ た世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付 を行い、当世帯の生活の自立を支援していく 生活福祉資金貸付事業を実施します。			○	継続	民生委員*・児童委員* 暮らしの困りごと相談所 各関係機関
苦情相談窓口 の設置	苦情解決*に向けた相談窓口を設置し、苦情 相談受付担当者と解決責任者を配置します。	○			継続	—
第三者委員の 設置	苦情相談に対し、第三者委員を設置し、第三 者の公平な立場での苦情解決と調整を行っ ていきます。	○			継続	第三者委員
日常生活自立 支援事業*	認知症*高齢者、知的障がいのある人、精神 障がいのある人のなかで、判断能力が十分で ない人に対し、福祉サービスの利用手続きの 援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い 代行、日常生活の金銭管理等を行う日常生活 自立支援事業*を実施します。			○	継続	県社協

■ 地域における福祉活動の充実を図る

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
小地域見守りネットワークの充実と支え合う体制づくりの推進	小地域での見守りネットワークを構築し、行政区単位での見守り活動の充実を図りながら、民生委員*・児童委員*や福祉委員*を中心に、小地域において支え合う体制づくりをすすめます。	○			継続	住民 区長 民生委員・児童委員 福祉委員 友愛訪問の会 老人クラブ
ひとり暮らし高齢者等見守り・相談活動の推進	ひとり暮らし高齢者等に対し、弁当を配付しながら見守り訪問を行う活動や、電話による安否や状況確認を行う活動をすすめます。	○			継続	民生委員・児童委員 福祉委員 ボラ連 婦人会 食進会
粕屋町サポーター制度の運営	介護保険*法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業を円滑にすすめるために取り組む粕屋町サポーターポイント制度*事業において、利用者とボランティアの調整等の業務を担当します。			○	継続	介護福祉課
福祉委員*の活動支援	地域における福祉活動の推進役となる福祉委員に対し、活動費等の援助や、活動にあたっての支援を行います。	○			継続	福祉委員
地域座談会の充実	小地域における福祉課題の把握や情報の提供、福祉課題の解決に向けた活動の支援をすすめるため、定期的に地域座談会を開催します。	○			継続	区役員 民生委員・児童委員 福祉委員 ボランティア等
他の福祉サービス事業所との連携	行政サービスだけでは対応できない福祉課題の解決に向けた取り組みをすすめるため、ネットワークを構築し、連携します。	○			平成 29年度	各関係機関
各種福祉団体への基盤整備	地域における福祉活動の基盤整備のため、各種福祉団体との連携を深めながら、活動費補助の援助や、活動にあたっての支援を行います。	○			継続	各関係団体
各福祉関係団体への活動の場の提供	福祉関連の活動を実践している組織や団体に対して、活動の場を提供します。	○			継続	各関係団体
地域青少年の育成支援	各行政区等での子ども会活動や育成会活動に対する援助や、活動にあたっての支援を行います。	○			継続	各行政区
幼稚園等の世代間交流の充実	世代間交流を目的として、幼稚園等に地域の高齢者を招いて頂きます。	○			継続	町立幼稚園

(2) いのちを守る支援の充実

■ 虐待防止のための支援を強化する

事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
虐待問題に関する啓発	広報誌等に虐待防止に関することを掲載したり、関係機関等が発行する虐待問題や虐待防止に関するパンフレットを広く配布します。	○			継続	—
子育て支援事業【情報誌の発行】	毎月発行している子育て情報誌のなかで児童虐待防止についての啓発活動を行います。	○			継続	—

■ 災害時の避難に備える

事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
小地域見守りネットワークの充実と支え合う体制づくりの推進【対象者の把握】	小地域での見守りネットワークを構築し、行政区単位での見守り活動の充実を図っていくなかで、災害発生時に支援が必要な人たちの把握に努めます。	○			継続	住民 区長 民生委員*・児童委員* 福祉委員* 友愛訪問の会 老人クラブ
災害ボランティア講座の開催	災害発生時に活躍する担い手を発掘・育成し、住民同士の支援活動を円滑にすすめるために災害ボランティア講座を開催します。	○		○	継続	協働のまちづくり課 ボランティアセンター*
災害ボランティアセンター*の設置体制整備	災害ボランティアセンター立ち上げのシミュレーション研修等へ積極的に参加するとともに、同センター運営についてのマニュアルを整備し、同センターの設置に向けた訓練を行います。	○			継続	協働のまちづくり課 ボランティアセンター
近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進	災害時に柔軟に対応できる体制の整備や共同事業の実施に向け、近隣の社協と協議をすすめます。	○			平成 28年度	県社協 近隣社協

3 みんなが気軽に参加できる環境づくり

(1) 学ぶ機会の充実

■ 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
戦没者追悼合同慰霊祭の開催	最大の人権侵害である戦争を回避し、平和について考え、平和に貢献するため、核兵器廃絶と恒久平和宣言の町としての戦没者追悼合同慰霊祭を実施します。			○	継続	—
福祉協力校の活動援助	福祉協力校として活動をすすめる学校と連携を図りながら、福祉教育や校外活動に対し援助します。	○			継続	町内学校
総合学習の支援	学校での福祉教育のプログラムづくりの協力や福祉資材の貸出、講師の派遣等、人的な支援を行います。	○			継続	町内学校

■ 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

事業・活動	内 容	財源			実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	受託金		
発達障がい研修の充実	発達障がいに対する理解を深めるため、研修会等を開催するとともに、関連する情報の提供の充実を図ります。	○			継続	—
擬似体験用具の貸出	加齢や障がいについて理解を深めるため、高齢者や視覚障がいのある人に関する身体的機能を擬似体験し、学習できる用具を貸出します。	○			平成28年度	町民学校 各種団体
児童・生徒対象の福祉体験学習の推進	育成会等と協力し合いながら、児童・生徒を対象とした福祉に関する体験教室や街頭募金活動等を行います。	○			継続	育成会
子育て支援事業【出前講座特別篇】	子育て家族に対し、子どもの病気について学ぶ機会を提供するため、出前講座を開催します。	○			継続	—

(2) 地域での参加機会の充実

■ 顔がみえる交流の場の充実を図る

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
小地域見守り ネットワーク の充実と支え 合う体制づく りの推進【高齢 者の見守り】	小地域での見守りネットワークを構築し、小地域において支え合う体制づくりをすすめる活動の一環として、高齢者を対象とした見守り活動を支援します。	○			継続	住民 区長 民生委員*・児童委員* 福祉委員* 友愛訪問の会 老人クラブ
子育て応援サ ロン*（療育 児・親子サロ ン）の推進	作業療法士や臨床心理士等による発達障がいのある子ども（未就学児）の療育や、大学生ボランティアの協力を得ながら、親同士の交流を目的とした子育て応援サロン（療育児・親子サロン）を開催します。	○			継続	健康づくり課
子育て支援事 業【出前講座】	子育て家族に対し、子どもとその家族同士の仲間づくりができるよう出前講座を開催します。	○			継続	子ども未来課 親子サロン
知的障がい者 （児）・発達障 がい者（児） 親子交流事業	知的障がいや発達障がいのある子どもと暮らす家族を対象に、同じ悩みを持つ家族同士が語らい、交流を深めることができるような、また、親子のかかわりを深めることができるような場や機会を提供していきます。	○			継続	—
身体障がい者 生き甲斐対策 支援通所事業	七色の会（ボランティア）の協力を得て、65歳以上の身体障害者手帳*所持者の人を対象に、ひきこもりや孤立化防止を目的としたサロンを開催します。	○			継続	ボラ連
各種大会、軽 運動・趣味の 教室への参加 促進	高齢者や障がいのある人の社会参加を促すため、各種大会等への参加を促進するとともに、軽運動教室や趣味教室等の開催を支援します。	○			継続	—
福祉センター の運営	町民の要望に応えられる福祉センターの管理運営をすすめます。			○	継続	介護福祉課

■ ボランティア活動の活性化を図る

事業・活動	内 容	財源			実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	受 託 金		
広報体制の充実と情報共有化の促進【ボランティア情報の提供】	広報誌やホームページのなかで、ボランティア情報を広く、わかりやすく掲載しながら、住民と情報を共有していきます。			○	継続	協働のまちづくり課
ボランティア活動保険への加入手続き	安心してボランティア活動を行うことができるようボランティア活動保険の説明や加入・支払いの手続きを行います。	○			継続	ボラ連 ボランティアセンター等
学生ボランティアの育成推進	学生ボランティアの育成に向けて、さまざまな場や機会を提供していきます。	○			継続	学校
献血運動の推進	非対面型のボランティア活動として、献血運動を推進します。	○			継続	介護福祉課
ボランティア連絡協議会の活動支援	ボランティア連絡協議会に対し協力、支援します。	○			継続	ボラ連
ボランティアセンターの管理運営	求められているボランティア内容の把握と、活動希望者の登録および情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、これからボランティア活動を始めたいと思っている人、新たな知識の習得等を考えている人を対象に、時勢に沿った地域における福祉活動に活かしていけるような各種入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりや能力向上の機会とします。			○	継続	協働のまちづくり課

4 社会福祉協議会の基盤強化

■ 役員・評議員等の活動充実

事業・活動	内 容	実施年度
役員活動の充実	安定した経営をめざし、研修会等を実施します。	継続
評議員活動の充実	地域における福祉活動や社協の活動の充実に向けての研修会等を実施します。	継続
部会・委員会活動の充実	各部会や委員会活動を活性化させるとともに、研修会を実施します。	継続
法令順守の徹底	社協での事業や活動をすすめるにあたっては、社協運営理念をきちんと踏まえながら、法令はもとより、社協諸規定を適正に順守します。	継続

■ 法人の健全経営

事業・活動	内 容	実施年度
公認会計士との顧問契約	適正な税務会計事務を遂行するため、公認会計士との顧問契約を締結します。	継続
社会保険労務士との顧問契約	適切な労務管理と労働関係規則等を整備するため、社会保険労務士との顧問契約を締結します。	継続

■ 職員体制と職員育成の充実

事業・活動	内 容	実施年度
職員育成研修の充実	職種、職務、経験別等の育成研修の充実を図るとともに、職場外研修の受講および職場内研修の充実を図ります。	継続
適正人員の確保	多種多様になる福祉の課題や要望に対応できるよう適正人員の確保について、行政に対し理解を求めます。	継続

■ 財政基盤の強化

事業・活動	内 容	実施年度
賛助会員の検討	自主財源を確保するために賛助会員について検討します。	平成 29 年度
赤い羽根共同募金活動の推進	共同募金運動の趣旨や意義を広く周知し、募金運動を推進します。	継続
公益事業の実施の検討	公益事業の実施の検討を行います。	平成 29 年度
補助金の確保	安定した社協運営のため、町からの補助金の確保に努めます。	継続
基金等の積立・運用	福祉サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう目的別の基金等の積立と運用を行っていきます。	継続

第6章 計画の推進に向けて

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住んでいる地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1 地域住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、これまで地域とのつながりが比較的希薄であった「団塊の世代」の多くの人たちが定年退職し、これからは現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域の福祉活動における大事な担い手として、積極的に参画することが大変期待されます。

2 地域の組織・団体の役割

行政区（自治会）や老人クラブ、民生児童委員協議会等は、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが大切です。

3 ボランティア団体やNPO法人の役割

地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言等を行うことが期待されています。

4 福祉サービス事業者の役割

福祉や介護のサービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、地域住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供等に、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、地域住民が福祉活動へ参加するための支援等に取り組んでいくことが期待されます。

5 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない地域住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割が期待されています。

また、地域の実情に応じた、よりきめ細やかな地域福祉活動を推進するため、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動をすすめていくことが、今後ますます重要になってきます。

6 行政の役割

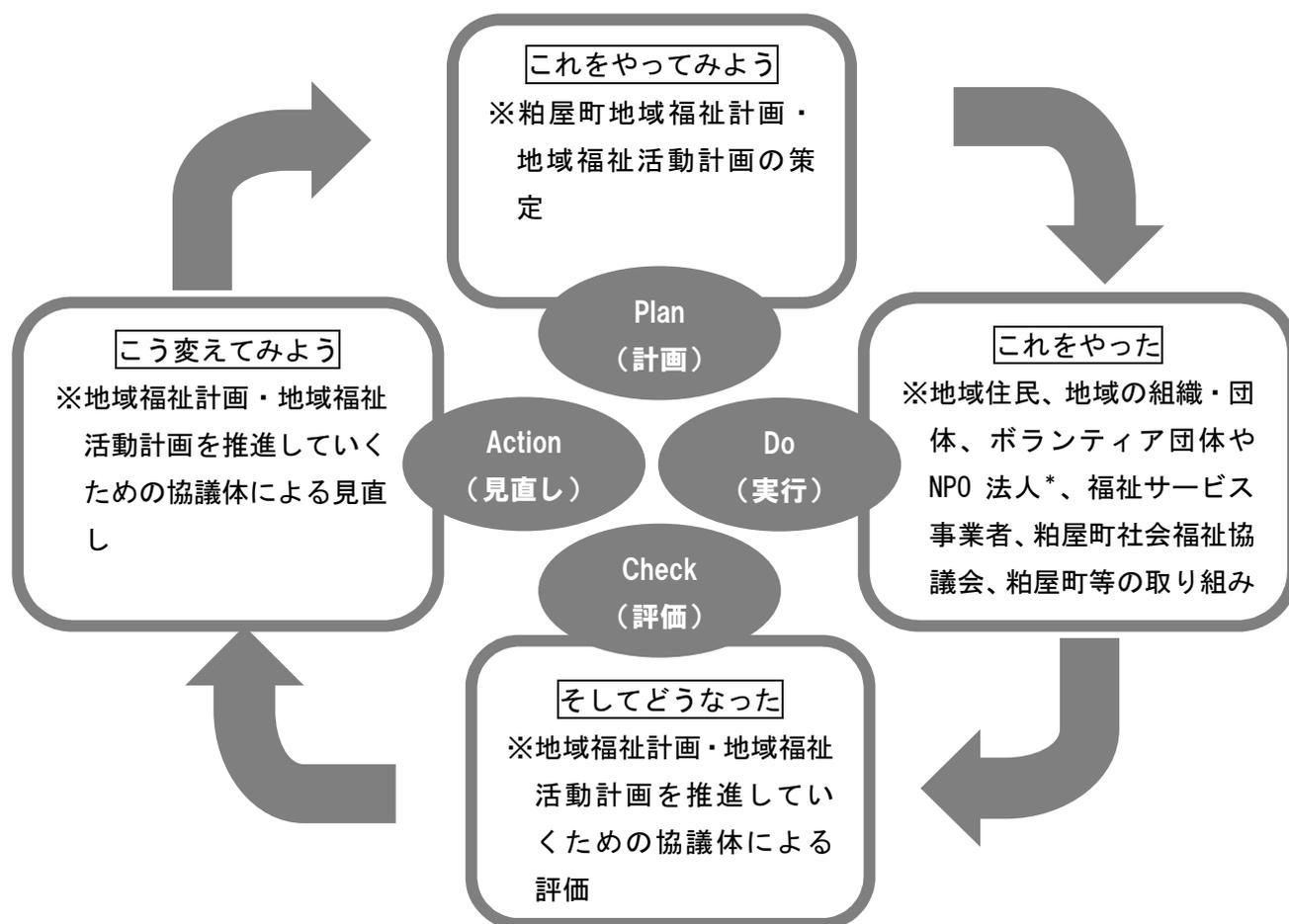
地域福祉の推進にあたり、行政には地域住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、地域住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めることが期待されています。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者等により構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、必要に応じて、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

計画の評価および点検については、PDCAサイクルに基づいて実施します。PDCAサイクルとは、計画（Plan）をたて、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法です。

見直しを行った内容については、評価とあわせて広報紙やホームページ等を活用して町民に広く公開していきます。



資料編

1 粕屋町地域福祉計画策定協議会設置要綱

(平成 27 年 3 月 26 日要綱第 16 号)

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、粕屋町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、及びこの計画を推進するため、粕屋町地域福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 16 人以内で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉の分野において、専門的知識を有する者
- (2) 計画の策定及び推進に関し、意見聴取が必要と認められる団体から推薦された者
- (3) 公募による町民
- (4) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了の日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選任されていないときは、町長が行う。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、住民福祉部介護福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 粕屋町地域福祉計画策定協議会委員名簿

所 属	氏 名
西南学院大学 准教授	◎萩 沢 友一
行政区長会	佐藤 真二
粕屋町民生委員児童委員協議会	箱田 信子
福岡県粕屋保健福祉事務所 社会福祉課長	瀧口 俊治
粕屋町社会福祉協議会 会長	森 紘
社会福祉法人 三活会 緑の里	安河内 達
社会福祉法人 福岡あけぼの会 ステップアップ	○佐々木 寿美
社会教育課 (学校関係者代表)	長 義 則
大川幼稚園 園長	吉武 順子
福岡県自立相談支援事務所(筑紫郡・糟屋郡) 所長	青木 康二
ボランティア連絡協議会	案浦 千春
一般公募	麻田 春太
一般公募	吉田 純一

◎委員長 ○副委員長

3 計画策定の経過

開催日	会議名等	内容
平成27年 7月30日	第1回 計画策定協議会	計画策定の趣旨、住民意識調査・ワークショップ等の概要の説明
7月31日～ 8月12日	住民意識調査	
8月中	分野別課題調査	
9月28日	ワークショップ(大川小学校校区)	
9月29日	ワークショップ(仲原小学校校区)	
9月30日	ワークショップ(中央小学校校区)	
10月 1日	ワークショップ(西小学校校区)	
10月22日	第2回 計画策定協議会	住民意識調査、ワークショップ、分野別課題調査の結果の報告
12月 3日	第3回 計画策定協議会	計画骨子・計画素案の検討
平成28年 1月14日	第4回 計画策定協議会	計画素案の審議
1月22日～ 2月22日	パブリックコメント	
3月 3日	第5回 計画策定協議会	パブリックコメント結果の報告、計画案の審議、承認

4 用語解説

【あ行】

● アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。不登校や非行、ニート、引きこもり等の若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチと言っている。子育て支援では、要支援家庭に対する保健師等の訪問支援は以前より行われてきたが、子育て環境の孤立化等を背景に、予防支援の重要性が認識されるようになり、誰もが立ち寄れる場を提供する地域子育て支援拠点*事業もアウトリーチの一環とされる。

● 運営適正化委員会

社会福祉法*第83条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業*）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または福岡県知事への通知を行う。

● NPO法人

NPOとは、Nonprofit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

● 介護保険

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張等を背景に、介護の社会化を目的として平成12年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は粕屋町であり、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険*法に基づく、65歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

● 介護老人保健施設（老人保健施設）

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行い、できる限り自宅での生活に復帰できることを目標とする施設。

● 学童保育所

労働等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設。

● 粕屋町サポーターポイント制度

高齢者が自ら介護予防教室等で予防に励んだり、生活支援や介護予防等のサポーター活動を行った場合に、ポイントを付与し、当該高齢者の申し出により、ポイントを換金したり、寄附ができる制度。

● キャラバンメイト

認知症*の人を地域で支えるまちづくりをすすめるため、認知症の人と家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するために実施する地域や職場等を対象とした養成講座*の講師役を務める人。

● 共同生活援助

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

● 居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行うサービス。

- **居宅介護支援**

介護保険*法に基づき、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそって介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成したり、さまざまな介護サービスが提供されるように、サービス提供事業者との連絡・調整等を行うサービス。

- **苦情解決制度**

社会福祉法*に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会*（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

- **ケアマネジャー**

介護等を必要とする人のニーズを把握して、福祉サービスや医療サービス等を受けられるように調整する人。介護保険制度では介護支援専門員と呼ばれ、要支援・要介護認定*を受けた人からの相談を受け、介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、他の介護サービス事業者との連絡、調整等の取りまとめを行う。

- **軽費老人ホーム（ケアハウス）**

入居者の生活や心身機能の特性を考慮した住宅と、食事・入浴といった生活サービスの提供を考慮した福祉の機能をあわせもった施設で、ケアハウスは老人福祉法で定める老人福祉施設のひとつである軽費老人ホームの一形態。

【さ行】

- **災害ボランティアセンター**

主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受入れ、整理、調整等、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。

- **サロン**

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族等、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

● GPS

Global Positioning System（全地球測位システム）の略。専用の人工衛星を使って、地上の現在位置を正確に把握するための仕組み。地上にある受信機が、複数の衛星から受信した電波を利用して位置を測定する。これまでGPSはカーナビに使われることが多かったが、最近ではセキュリティサービスや運送業務等にも応用され始めた。受信機の小型化が進んだことで、GPS機能を備えた腕時計や携帯電話も製品化されるようになってきた。

● 自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う団体（組織）のこと。

● 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員*」の指名を受けている。

● 児童館

18歳未満の子どもに健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的に設置される屋内型児童厚生施設。

● 児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置等の機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

● 児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。

● 社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人*等、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

- **社会福祉事業法**

昭和 26 年（1951 年）に制定されたわが国の社会福祉について規定した法律。平成 12 年（2000 年）、社会福祉法*に法律名が改正された。

- **社会福祉法人**

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

- **重度訪問介護**

障害者総合支援法に基づく、重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス。

- **就労移行支援**

障害者総合支援法に基づく、就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行うサービス。

- **就労継続支援（A 型）**

障害者総合支援法に基づく、企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

- **就労継続支援（B 型）**

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

- **主任児童委員**

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員*との協同による相談支援等をその職務とする民生委員*・児童委員をいう。

● 相談支援（障がい福祉サービス）

障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活を送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

● 小規模多機能型居宅介護

介護保険*法に基づく、「通所」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス。

● 自立訓練（生活訓練）

障害者総合支援法に基づく、知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言等の支援を行うサービス。

● 自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

● 身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

● 生活介護

障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

● 生活福祉資金貸付事業

社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度。資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額等それぞれの用途に応じて実施されている。

- **生活保護**

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

- **精神障害者保健福祉手帳**

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。申請窓口は市町村で、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。

- **成年後見制度**

知的障がい、精神障がい、認知症*等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

- **短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）**

介護保険*法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な介護を行うサービス。

- **短期入所**

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

- **地域活動支援センター**

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする福祉施設。

- **地域ケア会議**

介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者等を対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整等を行う会議。

● 地域公共交通

地域住民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関。

● 地域子育て支援拠点

地域に身近な保育所等で子育てに関する相談や地域の子育て中の親子の交流促進等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える中核的な場所。

● 地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険*制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援*事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

● 通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設*等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

● 通所リハビリテーション（デイケア）

介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者について、介護老人保健施設*や病院・診療所に通い、理学療法・作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うサービス。

● 同行援護

障害者総合支援法に基づく、移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うサービス。

● 届出保育施設

5人以下の乳幼児を預かる小規模施設や事業所の職員の児童のみを対象とした事業所内保育施設等一部の施設を除き、児童福祉法の規定により知事への届出が義務づけられている認可保育所および家庭的保育事業等の認可を受けた施設以外の保育施設。

【な行】

● 日常生活自立支援事業

認知症*の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理等を行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

● 認知症

何らかの原因疾患による脳の障がいによって起こる病気で、物忘れや判断能力の低下等によって、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

● 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク

認知症高齢者等が徘徊により行方不明になった際、地域の関係機関（市町村・警察・消防等）・団体・住民等が連携協力し、行方不明者の早期発見・保護をするためのネットワーク。

● 認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバンメイト*と町が協働で行うもので、地域や職域・学校等で認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるか等について学ぶ。

● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険*法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を行うサービス。

● 認定こども園

幼稚園機能と保育所機能の両方の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設。都道府県知事が条例に基づき認定する。

【は行】

● 避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

● ファミリー・サポート・センター

働く人々の仕事と子育てを支援することを目的とし、地域において育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児について助け合う事業。

● 福祉委員

地域で発生する福祉問題を早期に発見し、必要に応じて適切な援助活動を日常的に行える体制を整備することを目的に配置される者で、区長と民生委員*が協議、推薦した人を社会福祉協議会会長が委嘱する。

● 放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービス。

● 訪問介護（ホームヘルプ）

介護保険*法に基づく、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

● 訪問看護

介護保険法に基づく、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

● ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動等を行なう組織。

【ま行】

● 民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員*も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等。

【や行】

● ゆうゆうサロン

地域に住む高齢者が、寝たきりや認知症*を防ぐために生きがい活動と元気に暮らすきっかけをみつけ、地域の人同士のつながりを深める活動の場。健康確認・談話・茶話会・健康体操・歌・踊り・レクリエーション・ゲーム・工作・趣味活動等、参加者が楽しめる活動を行うとともに 各行政区のゆうゆうサロンボランティアが支え、地域の高齢者が安心した暮らしができるように見守っている。

- **有料老人ホーム**

老人福祉法で規定される常時 1 人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設。介護保険*の適用の有無、介護サービスの内容に応じて、「介護付き」「住宅型」「健康型」の 3 つのタイプがある。

- **要介護認定**

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の 2 種類の認定が規定されている。

- **要保護児童対策地域協議会**

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】

- **療育手帳**

児童相談所*または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の福祉サービスを受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

- **レスパイト**

一時的中断、延期、小休止等を意味する英語で、主に育児、介護、障害、医療の分野で使われる。レスパイトケアとは、在宅で乳幼児や高齢者、障がいのある人等を介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと、もしくは、そのような家族支援サービスのことをいう。

粕屋町地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 28 年 3 月発行 発行 粕屋町・粕屋町社会福祉協議会

粕屋町役場 介護福祉課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町鷺与丁一丁目 1 番 1 号

電話：092-938-0229 FAX：092-938-9522

社会福祉法人 粕屋町社会福祉協議会

〒811-2317 福岡県糟屋郡粕屋町長者原東六丁目 5 番 10 号福祉センター内

電話：092-938-6844 FAX：092-938-6886

